

等をマスコミ等を通じてオーブンにして、国民や専門家に十分議論、検討する機会を与えた上で行われるものであれば、議員立法はよいものであると主張しております。しかし、今回のやり方は、余りに性急で透明性に欠けるという点を問題にしているわけでございます。

そのように、全国の多くの商法学者は、この法案の問題点について、自分が意見を述べる時間もなく法律が成立しようとしていること、例えば、私の友人の商法学者の一人は、既に出版社に今回の法案の内容に関する見解を述べる論文原稿を渡したそうですが、それが雑誌に載るのは来月になるというので大変残念がつておりますけれども、そういう残念に思っている商法学者が多い中で、本日、私がこの参議院の法務委員会という重要な席で、法案に対する自分の意見を述べる機会を与えてられましたことは、まことにうれしく存ずる次第であります。

先ほど申しましたように、今回の法案の内容に対する商法学者の意見はさまざまあります。以下は全く私個人の意見でございます。
基本的立場といたしまして私は、いわゆるインセンティブ報酬の一種であるストックオプションの専人、あるいはROEの向上に資する株式消却をやりやすくすることを目的とする法案のねらいには賛成であります。そうした措置は、今後の日本経済の発展にとって必要だと思うからであります。

ただ、法案のねらい自体はよいとしても、法技術的あるいは法政策的観点から見ますと、今回の法案にはいろいろ問題もあると思われる点がありますので以下、それについて意見を申し述べたいと思います。

お手元に、極めて簡単なレジュメが参っているかと存じます。

論点といたしましては、最初に、「一」と書いてある部分ですけれども、ストックオプションに関する部分では、自己株式方式とそれから新株引受権付与方式の二種類を認めることとしておりますが、

私は、ストックオプションの実施は新株引受権付与方式だけで十分であって、自己株式方式は弊害を伴うおそれが大きいので認める必要はないのではないかと考えておりますので、まずその点について意見を述べ、第一に、二と書いてあるところにあります。解釈上の論点及び立法政策的論点、双方について非常に問題が多いのがストックオプションに関する総会決議にかかる部分でありますので、その問題について述べ、最後に、株式消却の特例法につきましては、もっと利用やすくすべきだと考える点がありますので、その点について意見を述べさせていただきたいと思いま

す。

まず、最初の点、すなわち自己株式方式のストックオプションにはどういう難点があるかといふことであります。一つには、会社がストックオプションに使う目的で自己株式を市場から購入したけれども、残念ながら会社の業績が悪く、その後株価が低迷したという場合、取締役、使用人はオプション行使して株式を買取ることをしないでしょ。それでも会社は、その自己株式を義務として十年間保有し続けなければならぬことになります。この状態は、自己株式保有が原則禁止とされている大きな理由、すなわち自己株式の専人、あるいはROEの向上に資する株式消却をやりやすくすることを目的とする法案のねらいには賛成であります。そうした措置は、今後の日本経済の発展にとって必要だと思うからであります。

ただ、法案のねらい自体はよいとしても、法技術的あるいは法政策的観点から見ますと、今回の法案にはいろいろ問題もあると思われる点がありますので以下、それについて意見を申し述べたいと思います。

お手元に、極めて簡単なレジュメが参っているかと存じます。

論点といたしましては、最初に、「一」と書いてある部分では、自己株式方式を新株引受権付与方式に比較した場合の難点であります。

第二に、自己株式を十年間保有するということになりますと、企業会計の上でも自己株式の取り扱いの再検討が必要になるのではないかと思いま

す。

というのは、自己株式は、会社が倒産したときには資産価値がゼロになるものですから、そもそも

もディスクロージャーの上で貸借対照表の資産の部に計上してよいのか。逆に言うと、株式消却の取り扱いにしなくてよいのかという問題があるわけであります。当委員会で配付されている資料の中にも、必ず消却の取り扱いをするカリヲルニア方式というのが紹介されておりますけれども、日本でこれまで自己株式を貸借対照表の資産の部に計上することが認められてきたのは、会社は短期間にその自己株式を売却すべきものだという前提で制度がつくられてきたからであって、今回の法規のように、十年間保有が認められるのであれば、企業会計上自己株式の資産性を否定するか、または制限する措置も考える必要があるようになります。

まず、最初の点、すなわち自己株式方式のストックオプション付与に関する総会決議については、いろんな論点があります。

第一に、自己株式方式のストックオプションは、法規第一百十条ノ二第二項によりますと定期会の普通決議で実施できるのに、新株引受権付与方式は、一百八十九条ノ十九第二項によれば株主総会の特別決議が必要ことになっています。この点で整合性がとれおりません。こういうことになった理由は、法案は、自己株式方式を従業員持株制度の円滑な運用のための条文だったところに突っ込んで、他方、新株引受権付与方式については、新株の有利発行であるから株主総会特別決議が必要という建前を崩していないからです。整合性をとるためにどちらに合わせるべきかということにつきましては、法案を見た商法学者の間でも意見が大変分かれているんですけども、ともかく現在の案に不整合があるという点については学者の意見は一致しております。

第二に、総会決議事項の中に、付与されるス

この要件は不明確で、実務界にはどういう場合に

要件を満たすかについての不安があるようです。

公開会社は、商法二百二十二条ノ一の規定にかかる定款をもつて取締役会の決議によりその株式を買い受けて消却できる旨を定めることができると、単純な規定でよいのではないか、その方が実務的不安を解消して特例の利用の利便性を高めるのではないかと私は思います。

以上で、私の意見陳述は終わらせていただきま

す。

○委員長(続訓弘君) ありがとうございました。

伊藤参考人。

○参考人(伊藤邦雄君) 伊藤でございます。

ただいま江頭先生が本法案の作成に至るプロセスについて述べられましたので、私は重複を避け、それについては一切触れません。

しかし、基本的評価について述べさせていただ

きたいと思います。

まず第一に、これは長年の懸案であったと言つてよからうかと思いますが、ストックオプション

の道が事実上開かれて、さらに株式消却の機会

と評価したいと思います。

企業にとっては、業績、株価に連動しためり張りのある役員、社員への報酬制度の拡充が図られまして、とりわけ資金的余裕のない中堅中小企業あるいはベンチャー企業にとって優秀な人材の獲得がこの制度によって可能になるというふうに思ひます。これによりまして、我が国の企業経営システムが企業の重要なステークホルダー、利害関係者としての株主の視点を企業経営に織り込みまして、いわゆるグローバルスタンダードに適合する経営のスタイル、言い換えればいわゆるコーポレートガバナンスが確立されることを望みたいと思います。

さらに、現在、日本企業が抱えている問題は、

御承知のように、かつてのバブル期に旺盛なエク

シャンを起こしておりました。それに企業は悩んでいたわけであります。そんなこともありまして、いわゆる株主資本利益率、ROE、あるいは一株当たり利益、EPSがアメリカ等の国的主要な企業と比べまして低いという、そういう現状の一因ともなっていたわけあります。この点で、既に発行済み株式の調整が株式消却という形で発行済み株式総数の整理が従来よりしやすくなるという点で評価できると思います。

以上のように、私は基本的に本法案に対しては賛成という立場をとっています。しかしながら、今回の法制度の改正が実効を上げるようにす

るためには、やはり多くの課題、問題点あるいは事後的な対応が必要になるということも指摘しなければならないと思います。

まず、今回対象になつておりますこの法案自体に対するコメントあるいは若干の疑問を申し上げたいと思います。

まず、法案の条文を見てみると、とりわけ自己株式の取得によるストックオプションに関して、ストックオプションについての種類の定めがないわけです。ストックオプションについては

アメリカが先進国であります、アメリカでは、

ストックオプションと一口に言ってもいろいろな

実はタイプがござります。今回そのような具体的なタイプを定めていない、実はいろいろなタイプのストックオプションがこの法律によつて可能になるんだという解釈もできるかと思

います。

そこで、我が国では余り知られていない、しか

ク・アプリシェーション・ライトというそれの頭文字をとったものであります。従来のストックオプションですと行使価額に相当する金額を役員、社員の方が払い込むわけです。その後、売却

によって発行済み株式総数のある種のインフレーションを起こしております。中間配当財源マイナス中間配当額の二分の一と、こうされているわけ

あります。これについて私、どうもうまく理解できぬのであります。これに中間配当を払つてそれだけの資金的な面面ができるかというと、なかなか難しい点があります。それに配慮したものがこのSARであります。簡単に言いますと、その行使するときの行使価額、あらかじめ決められた行使価額とそのときの市場価格、当然市場価格は上回っておりますので、この差額分だけ会社が株式もしくは現金で役員、社員に与えるという、こういうタイプのものがあるわけあります。

私は、今度の法案を見てみると、これもできるんではないかというようにも思いますが、権のところは、引受権に相当する金額を払い込みなさいと書いてあるんですが、自己株式のところは、その行使価額に相当する金額を払い込みなさいとはたしか書いてないんだろうと思います。そ

うしますと、このアメリカで認められているSARというものが恐らく認められるんではないか、かなり役員、従業員、社員の方にも歓迎されるのではないかというふうに思います。

ところが、このSARを日本で実行しようとな

りますと、実はかなり大きな障害がございまして、これは商法の障害ではなくて、証券取引法に二百

一条で差金決済禁止という条文がございます。今

決済というのは、ある種の賭博を禁ずるとい

うなところからどうやら立法されたようであ

ります。この証取法二百一條が現在障害となつてお

りますので、この法案が法律として通つても実はSARは実行できないという、そういう問題を抱え

ているわけであります。これが第一でございま

す。

それから、今度の法案自体に対します多少の問

題点として申し上げたいのは、株式消却に関して

あります。

株式消却に関しまして、新たな財源規定が設け

られています。中間配当財源マイナ

ス中間配当額の二分の一と、こうされているわけ

あります。これについて私、どうもうまく理解

できぬのであります。これに中間配当を払つた

たということになりますと、中間配当を払つた

株式消却というの一体どうなるのか、中間配

当の予定額を考えるのかという感じもいたします

し、さらにこれは恐らく実務上かなり困つてしま

うんではないかというふうに思います。

と申しますのは、今多くの企業は中間配当とい

うのをやつておりますが、中間配当の財源は、商

法上の規定は、言つてみれば前期の任意積立金と

それから前期から継り越された利益と、この二つ

が事実上、多少大きっぽに言えば財源になるわけ

であります。ただ、任意積立金は株主総会を待た

ないと、要するに三月をして六月の期末の株主総

会を待たないと取り崩せないんです。そうします

と、事実上は前期繰越利益だけが中間配当財源に

なっているんです。ですから、中間配当額の多少

上回った額を前期繰越利益に事実上はしているわけですねけれども、そうしますと実務上は、この中間配当財源マイナス中間配当額の二分の一となりますと、株式消却の財源は相当に狭まってしまいます。そうなると、せっかく株式消却の道を広げた、窓口を広げたにもかかわらず、実務上はむろそその幅を狭めてしまうというようなことにならないかという危惧をいたしてはいるわけになります。

さらに、これはまた後で申し上げたいと思いますが、ストックオプションに関する情報の開示に

関する手当てがどうもなされていない、先ほど江

頭先生も指摘された点でございます。

以上が今回の法案に対するコメントあるいは疑問あるいは課題でござります。ただし、今回ス

トックオプションがうまく機能するということが

ねらいでありますので、先ほど証取法についても

触れましたが、周辺の法制度についても若干申し上げたいというように思います。

まず、証券市場、証券取引法上の問題であります。現在まさに今、証券市場の規制緩和の議論が進んでおります。私も証取審の末席を汚しながらビッグバンの構想を今やっているわけでありましけれども、ストックオプションが機能する大前提として証券市場、株価の透明性というものが確保されなければならぬわけでありまして、これは幾ら言ても言い過ぎるということはないと思うんです。ですから、こういった証券市場、株価の透明性というインフラがもつともと整備されないとうまく機能しないおそれがあると思います。

それから、あとは、インサイダー取引規制、とりわけ役員がストックオプション行使するといふことになりますと、インサイダー規制の問題が絡んでまいりますので、これを今後もっと検討しなくちゃならないだろうというように思います。現在は証取法百六十四条で、役員がその株式購入後六ヶ月以内に株式売却して得た利益は返しなさいということになつておりますが、それはそれで機能するんですが、果たしてこれでいいかという問題であります。

それから、これは大変重要な問題であります。ストックオプションに関する情報開示の問題であります。まず、その商法上の情報開示をどうするかという、これは今後至急に対応しなくならない問題だらうと思ひます。総会で何を決議するかということは法案に盛つてあるわけですが、株主総会あるいは株主総会後でもいいんですが、では例えば附属明細書にどういう情報を盛り込むとか、あるいは営業報告書にどういう情報を盛り込むとか、そういった情報開示の問題が触れておりませんので、ここは今後ぜひ早急に検討をしていただきたいというように思いました。

この点に関しまして、アメリカの事例をよく簡単に申し上げたいと思います。

大変参考になるだらうと思いますが、法案の中

に盛り込まれました株式の種類とか氏名だとか、そういう条件に加えて、アメリカでは、前期中すべての従業員に付与されたストックオプションの総数に対する個々の役員へ付与されたオプションの割合を、これはSECが規定しているわけですが、開示しなさいと、こういうのがあります。

それから、先ほどこれはまさに江頭教授が言われた点であります、オプションのその公正価値をディスクローズしなさい、開示しなさいということになつております。それから、さらにオプションの行使状況も書きなさいと、こういうようになつてているわけであります。

さらに、最高経営責任者と報酬額の多い上位四人の役員は、個々の名前を出してストックオプションに関する情報を開示しなさいということに

なつております。やはり情報開示によってそのストックオプション制度を適正なものにするといふ工夫がされているわけでありまして、その点は我が国でも大いに今後検討の素材として見ていいらしいだらうというように思います。

時間がございませんので、この後、税務上の問題と会計上の問題を極めて簡単に申し上げたいと思います。

まず、今回導入されるストックオプションの魅力が出るか出ないかは、実は一つは税法でどういきます。まず、その商法上の情報開示をどうするかという、これは今後至急に対応しなくならない問題だらうと思ひます。総会で何を決議するかということは法案に盛つてあるわけですが、株主総会あるいは株主総会後でもいいんですが、では例えば附属明細書にどういう情報を盛り込むとか、あるいは営業報告書にどういう情報を盛り込むとか、そういった情報開示の問題が触れておりませんので、ここは今後ぜひ早急に検討をしていただきたいというように思いました。

この点に関しまして、アメリカの事例をよく簡

く申しますと、こう呼んでおります。こちらがISOといふことで獎勵型です、それからこちら側がノンクオリファイドということでNSOと、こう呼んでおります。この二つで税法上の取り扱いを変えています。

まず、そのノンクオリファイドの方は、まずストックオプションを使用したときに、行使価額とそのときの市価、この部分にまず最初に課税してしまいます。さらに後に、売却したときにまたその売却差益に対して課税するということで、どちらかというと付与された者は課税上のメリットを受けにくいという形になつておりますが、他方、また会社側は付与したときに損金算入ができるという、メリットとデメリットがうまく抱き合わされているんです。

それに対しまして、先ほど冒頭に申し上げた獎励型ストックオプションです、これは売却時に売却益のみに課税するという、つまり課税のタイミングを随分後ろにずらせるという、こういう形をとつております。言つてみれば、その獎勵型のISOは優遇税制を受けられるわけですが、そのため条件を幾つかつけておりまして、例えば株式の売却はオプションの付与から二年以上経過して、かつオプション行使による株式の取得から一年以上経過しない、要するに一定期間は持つておきなさいと、こういう条件をつけているわけですね。これは、付与してからすぐ行使しますと、果たして長期インセンティブプランとしてストックオプションが機能するかという問題がござりますので、言つてみれば、税法上そういうような担保をしていると言つていいだらうと思ひます。

それ以外にも条件はございますが、省略させていただきます。

統いて、これも今後対応する必要がある問題としまして、会計上の取り扱いでござります。それ以外にも条件はございますが、省略させていただきます。

アメリカの実例を簡単に申し上げますと、我が国でもこれからそういう議論が出てくるかと思ひます。まず、ストックオプションは大きく分けて、先ほどのSAと除きますと、二つに分かれおりまして、一つがインセンティブ・ストックオプションと言われているもので、我が国では獎勵型ストックオプションであります。つまり、一つは、ノンクオリファイド・ストックオプションをどういうように会計処理するかということが出ておりますが、例えばアメリカの立場でストックオプションをだれにどのぐら上げるかということを議論して決めているわけでありまして、今の日本の制度を前提といたしまして、全部社外取締役から成っております。つまり、公平性、公正性というのがどれだけ維持できるか

実態を適切に会計処理するということが大変重要なことであります。御承知のように、会計基準になつております。そこで、これがございますので、我が国の国際化という流れがございまして、我が国でストックオプションもその経済的実態をもっともつとあります。まず、そのノンクオリファイドの方は、まずストックオプションを使用したときに、行使価額とそのときの市価、この部分にまず最初に課税してしまいます。さらに後に、売却したときにまたその売却差益に対して課税するということで、どちらかというと付与された者は課税上のメリットを受けにくいという形になつておりますが、他方、また会社側は付与したときに損金算入ができるという、メリットとデメリットがうまく抱き合わされているんです。

それから、会計上、もう一つ大変大事な問題は、これはもう江頭教授が先ほど申されましたので、あえて繰り返しませんが、自己株式の会計上の表示をどうするか。今、貸借対照表の流動資産に表示をどうするか。今、貸借対照表の流動資産に持つていておりますが、十年という長い期間になりますと、もうこういうような会計処理あります。

それから、会計上、もう一つ大変大事な問題は、これはもう江頭教授が先ほど申されましたので、あえて繰り返しませんが、自己株式の会計上の表示をどうするか。今、貸借対照表の流動資産に表示をどうするか。今、貸借対照表の流動資産に持つていておりますが、十年という長い期間になりますと、もうこういうような会計処理あります。

それから最後に、これは必ずしも法案の問題とは関係ないかと思ひますが、大変本質的な問題としまして、やはり今後そのストックオプションがうまく機能するためには、先ほど申し上げましたように、減資と同じような会計処理もしくは表示をするかという問題が大変重要な問題として我が国でも浮上してくるだらうと思ひます。従来は、そういう問題は実務上あるいは制度上ありませんでした。

それから最後に、これは必ずしも法案の問題とは関係ないかと思ひますが、大変本質的な問題としまして、やはり今後そのストックオプションがうまく機能するためには、先ほど申し上げましたように、減資と同じような会計処理もしくは表示をするかという問題が大変重要な問題として我が国でも浮上してくるだらうと思ひます。従来は、そういう問題は実務上あるいは制度上ありませんでした。

それから最後に、これは必ずしも法案の問題とは関係ないかと思ひますが、大変本質的な問題としまして、やはり今後そのストックオプションがうまく機能するためには、先ほど申し上げましたように、減資と同じような会計処理もしくは表示をするかという問題が大変重要な問題として我が国でも浮上してくるだらうと思ひます。従来は、そういう問題は実務上あるいは制度上ありませんでした。

それから最後に、これは必ずしも法案の問題とは関係ないかと思ひますが、大変本質的な問題としまして、やはり今後そのストックオプションがうまく機能するためには、先ほど申し上げましたように、減資と同じような会計処理もしくは表示をするかという問題が大変重要な問題として我が国でも浮上してくるだらうと思ひます。従来は、そういう問題は実務上あるいは制度上ありませんでした。

という問題がありますので、そういう意味では企業の監視体制をもつと強化するということが必要になるかと思います。

以上でございます。

○委員長(鶴見弘幸) ありがとうございました。以上で両参考人の御意見の陳述は終わりました。これより参考人に対する質疑を行います。

○塩崎恭久君 自由民主党の塩崎恭久でございます。きょうは、先生方、大変お忙しいところ私ども参議院の法務委員会においてお話をいただきまして、ストックオプション並びに自社株の消却目的の特例法ということで審議をする際の参考の御意見をちょうだいいたしまして、まことにありがとうございました。

今いろいろお話をちょうどだいたしまして、また、一つ一つの問題についての今回の法案の提案者の考え方、あるいは私どもも賛同者でございまして、一々の反論というのもないわけではないわけでございますが、それよりも、きょうは先生方の御意見をできるだけたくさんお聞かせ願って、今後の方にもおいでをいただいたりしながら今回の法案をつくっていった、こういう経緯があるわけですから、世の中の、世の中というのは日本だけになります。そこにはやはり根底には、今まで基本法は法制審でというのは、これは私どもも今まで思っている共通の思いでありますし、基本法はそう簡単に穴をあけるわけにいかないということであって、議論をきっちりしなければいけないということになりますが、ただ、往々にして今日までの法制審がかなり時間をかけてきた。新規事業の場合は一年でやったんだと、こういうお話がこの声明の中にもあったかと思うわけでござります。まず一つは、今回、江頭先生もそのお一人だというお話を先ほどございましたけれども、手続的にいろいろ問題があつたのではないかというお話がございました。今回、この問題については、確かに政府の規制緩和の見直しの中で、来年度の早期にということで一応方向性は出ておつたわけでございますが、それをえて一年前倒して議員立法でやろうというのは、やはり今御案内のように、六つの改革というのを橋本総理を先頭に私ども、これはもう恐らく気持ちの上では与党も野党もなくやっているほど日本の経済、社会、あらゆるところに今危機感を感じながらやっているわけであります。特に、これだけグローバライゼーションが進む中で、世界はなかなか待ってくれな

いということが私どものところ非常に募つてきている気持ちであるわけでございます。

そういう意味で、今回のこの二つの改正案につきましては議員立法で、来年の株主総会ではなくて、ことしの株主総会で企業の人たちが対応できることで、こういう形になったということでおざいまして、時間的な問題について先生の御指摘は確かに

と思うんです。

ただ、それは、実はこの問題は今まで全然審議をしていなかつたかといえば、それもまたうそです。ざいまして、私ども自由民主党の中では随分議論はしてきたつもりでございましたし、それから日弁連の方にもおいでをいただいたりしながら今回の法案をつくっていった、こういう経緯があるわけですから、世の中の、世の中というのは日本だけになります。そこにはやはり根底には、今まで基

本法は法制審でというのではなくて、これは私どもも今まで思っている共通の思いでありますし、基本法はそう簡単に穴をあけるわけにいかないということであって、議論をきっちりしなければいけないということになりますが、ただ、往々にして今日までの法制審がかなり時間をかけてきた。新規事業の場合は一年でやつたんだと、こういうお話がこの声明の中にもあったかと思うわけでござります。まず一つは、今回、江頭先生の第二点、先ほどストックオプションで、ワラントの方だけでいいじゃないかとおっしゃいました。確かに、これ新規事業の場合は自己株の金庫株だけということでありましたけれども、今度ワラントを入れるということになつて、そうすると損するじゃないかということありますけれども、これは選択ができるから二つあっても構わないんじゃないかなというふうに思います。しかし、いかがでしようかというのが第二点。

第三点は、先ほどのあの特別決議と普通決議の問題であります。これについては、やはりワラントで新株発行ということでありますから、当然既存株主の持っている株式の価値の希薄化というのが生ずるおそれがあるわけでありますから、その付与に当たっては総会の特別決議がやはり要るんじゃないかというふうに思うわけであります。その点についてどう思うかということが第三点でござります。

伊藤先生に幾つかあります。一つは、これは

どちら、これも入れるようにいたしました。それから、ミディアム・ターム・ノートというのを導入することにしましたが、これも社債を取締役会に一括授權して機動的な発行をするということです。これはいわば法律の解釈の問題であります。それから、これまでできなかったというようなことでも、これまでできなかつたというようなことがありますけれども、その情報開示の問題、まさに私

きましては議員立法で、来年の株主総会ではなくて、ことしの株主総会で企業の人たちが対応できることで、こういう形になったということでおざいまして、時間的な問題について先生の御指摘は確かに

思うんです。

ただ、それは、実はこの問題は今まで全然審議をしていなかつたかといえば、それもまたうそです。ざいまして、私ども自由民主党の中では随分議論はしてきたつもりでございましたし、それから日弁連の方にもおいでをいただいたりしながら今回の法

案をつくっていった、こういう経緯があるわけですから、世の中の、世の中というのは日本だけになります。そこにはやはり根底には、今まで基

本法は法制審でというのではなくて、これは私どもも今まで思っている共通の思いでありますし、基本法はそう簡単に穴をあけるわけにいかないということであって、議論をきっちりしなければいけない

ということになりますが、ただ、往々にして今日までの法制審がかなり時間をかけてきた。新規事業の場合は一年でやつたんだと、こういうお話がこの声明の中にもあったかと思うわけでござります。まず一つは、今回、江頭先生の第二点、先ほどストックオプションで、ワラントの方だけでいいじゃないかとおっしゃいました。確かに、これ新規事業の場合は自己株の金庫株だけということでありましたけれども、今度ワラントを入れるということになつて、そうすると損するじゃないかということありますけれども、これは選択ができるから二つあっても構わないんじゃないかなというふうに思います。しかし、いかがでしようかというのが第二点。

第三点は、先ほどのあの特別決議と普通決議の問題であります。これについては、やはりワラントで新株発行ということでありますから、当然既存株主の持っている株式の価値の希薄化というの

が生ずるおそれがあるわけでありますから、その付与に当たっては総会の特別決議がやはり要るんじゃないかというふうに思うわけであります。その点についてどう思うかということが第三点でござります。

○参考人(江頭憲治郎君) ただいま塩崎委員から三點御質問いただきましたので、順次私の考えを述べさせていただきます。

まず、法制審議会の今後のあり方という点でありますけれども、私も法制審議会商法部会の委員をしておりますけれども、経済界を中心に、法制審議会にかけていたんではテンポが遅くてとても経済の動きについていけないという批判があることは承知しております。

伊藤先生に幾つかあります。一つは、これは

なか解決がつかないということでありましたけれ

ありまして、一つは、そもそも経済界の要望するものを法制審議会がなかなか取り上げてくれない、テーブルにのせてくれないというのが一つだろうと思います。それからもう一つは、のってからが遅いということだろうと思います。

それで、経済界の要望が法制審議会のテーブルになかなかのらないということはあります。それが全く何をのせるかは私の認識では法務省と

経済界だけがお決めになっております。弁護士とか学者とかその他の委員は、新聞に出ましてから、ああそういうことになったのかと知るのが実態であります。ですから、その点については我々はどうしようもない点であります。

それから次に、のってからが遅いという点でありますけれども、これにも経済界の方が遅いと思われる理由は二つあるんだろうと思います。

一つには、これは言つては悪いですけれども、よく言われる審議会批判で役所の隠れみの的な審議会というのがあります。法務審議会の場合はそうではなくて、つまりこれは学者だけではなくて弁護士もあります、それから裁判所の商事部の裁判官も来ております、その委員同士で非常に活動に議論をいたす点、それが一つであります。

それからもう一つは、ほかの審議会と顕著に違いますのは、法務審議会にかかる法務省所管の法律といいますか、民法とか刑法とか、そういういわゆる六法ですね、これを取り扱う法務審議会は、単に政策を決めているのではありませんで、一から一條、もうほとんど条文を書くに等しい作業をしております。これは、そういう商法を含みます六法は、裁判規範であるという点が大きいわけです。つまり、そういういわゆる六法ではなくて、行政法規でありますと、これは普通、官庁の行政指針みたいなものであります。それが裁判所で争われるということはまず考えていないんじゃないかと思います。

ところが、こういう六法の場合は、いきなりだ

れが訴訟を起こすかわからない。いきなり裁判所へ出していくわけですね。それで、先ほど言いまし

たように、関係者、訴訟を起こす人間は一般市民でありますと、法律にこう書いてあっても実は規でありますと、法律にこう書いてあっても実は通達でそういうふうには運用されていないというふうなことは實際あるんじゃないかと思うんですね。それで、経済界の要望が法制審議会のテーブルになかなかのらないということはあります。これが全く何をのせるかは私の認識では法務省と

経済界だけがお決めになっております。弁護士とか学者とかその他の委員は、新聞に出ましてから、ああそういうことになったのかと知のが実態であります。ですから、その点については我々はどうしようもない点であります。

それから次に、のってからが遅いという点でありますけれども、これにも経済界の方が遅いと思われる理由は二つあるんだろうと思います。

一つには、これは言つては悪いですけれども、よく言われる審議会批判で役所の隠れみの的な審議会というのがあります。法務審議会の場合はそうではなくて、つまりこれは学者だけではなくて弁護士もあります、それから裁判所の商事部の裁判官も来ております、その委員同士で非常に活動に議論をいたす点、それが一つであります。

それからもう一つは、ほかの審議会と顕著に違いますのは、法務審議会にかかる法務省所管の法律といいますか、民法とか刑法とか、そういういわゆる六法ですね、これを取り扱う法務審議会は、単に政策を決めているのではありませんで、一から一條、もうほとんど条文を書くに等しい作業をしております。これは、そういう商法を含みます六法は、裁判規範であるという点が大きいわけです。つまり、そういういわゆる六法ではなくて、行政法規でありますと、これは普通、官庁の行政指針みたいなものであります。それが裁判所で争われるということはまず考えていないんじゃないかと思います。

ところが、こういう六法の場合は、いきなりだ

れが訴訟を起こすかわからない。いきなり裁判所へ出していくわけですね。それで、先ほど言いまし

私が自身が企業の経営者の方とお話ししていくのも、なかなかやはり株主の視点というものは言葉として出てこないんです。もちろん、株主総会の場面になりますとそういうようなことを意識するわけですねけれども。ストックオプションというのには、ある種、経営者、役員あるいは社員の方の視点とそれから株主の方の視点がかなり融合化するということになりますので、そういう点では日本のコーポレートガバナンスはこれで大分変わってくるんじゃないかなというように思います。

それから、御質問の、法制度によって企業風土は変えられるのかという大変難しい問題でありますけれども、先ほどのようく報酬委員会というようなものをつくる、内部の事情を余り知らない方だけでストックオプションの付与を決めるというのはなかなか日本ではまだまだ難しいだろうと思います。

それと並んでといいますか、その前にといいますか。私はかねがね思つておらまつて、取締役という地位と役員という地位、これは実は日本では同じになつてゐるんです。これをやはり分けたて考へるということが必要なんじゃないか。どちらかといふとアメリカはそういうようになつて思いますが、ディレクターと取締役会メンバー、つまりボードメンバーと業務執行役員、オフィサーは本来一應分かれているんだと。アメリカですと、実は取締役会メンバーといふのは非常に少ないです。GEだとかああいう大きい会社でも十人とか、その程度なんです。この人たちはウェルチを含む極めて少ないオフィサーの方が入つてゐるんです。

ですから、CEOのときはチーフ・エグゼクティブ・オフィサーですから、その方がボードメンバーに一部入つてゐるという形で、日本のよう

に、なかなかやるから株主の視点というのは言葉として出てこないんです。もちろん、株主総会の場面になりますとそういうようなことを意識するわけですねけれども。ストックオプションのあり方としては、ある種、経営者、役員あるいは社員の方の視点とそれから株主の方の視点がかなり融合化する

ことになりますので、そういう点では日本以上でございます。
○塙崎恭久君 ありがとうございます。時間で大変ありがとうございます。

まず、江頭先生にお伺いいたします。
本日は、江頭先生、伊藤先生、お忙しいところ大変ありがとうございます。

まず、学者の皆様が声明の中でわざわざおきまして、日本における法律案をつくるということには、どういった意味では、今回議員立法という形で、学者の皆様が声明の中でわざわざおきまして、日本における法律案をつくるということにはどのようなものがあるとお考へいらっしゃいます。

○浜四津敏子君 次に、日本における法律案をつくるということにはどのようなものがあるとお考へいらっしゃいます。

○参考人(江頭憲治郎君) まさにストックオプションというものは、ある人間の努力によって、手続に若干欠けていた面があつたのではないかと私は思つております。この議員立法のプロセスの中には少くとも一方当事者だけの意見を聞いて、学者の皆様が公表していただいて、学者がそれを対して自由に意見を述べるということになれば、より開かれた風通しのいい基本法の改正になります。そういうふうにオープンに議員の方々がいろんな案をいろいろなところに公表していただいて、学者がそれをに対して自由に意見を述べるということになれば、より開かれた風通しのいい基本法の改正になります。そういう意味では、今回議員立法という形で、学者の皆様が声明の中でわざわざおきまして、日本における法律案をつくるということにはどのようなものがあるとお考へいらっしゃいます。

○参考人(江頭憲治郎君) まさにストックオプションというものは、ある人間の努力によって、手続に若干欠けていた面があつたのではないかと私は思つております。この議員立法のプロセスの中には少くとも一方当事者だけの意見を聞いて、学者の皆様が公表していただいて、学者がそれをそれをに対して自由に意見を述べるということになれば、より開かれた風通しのいい基本法の改正になります。そういうふうにオープンに議員の方々がいろんな案をいろいろなところに公表していただいて、学者がそれをそれをに対して自由に意見を述べるということになれば、より開かれた風通しのいい基本法の改正になります。そういう意味では、今回議員立法という形で、学者の皆様が声明の中でわざわざおきまして、日本における法律案をつくるということにはどのようなものがあるとお考へいらっしゃいます。

○参考人(江頭憲治郎君) まさにストックオプションというものは、ある人間の努力によって、手続に若干欠けていた面があつたのではないかと私は思つております。この議員立法のプロセスの中には少くとも一方当事者だけの意見を聞いて、学者の皆様が公表していただいて、学者がそれをそれをに対して自由に意見を述べるということになれば、より開かれた風通しのいい基本法の改正になります。そういう意味では、今回議員立法という形で、学者の皆様が声明の中でわざわざおきまして、日本における法律案をつくるということにはどのようなものがあるとお考へいらっしゃいます。

○参考人(江頭憲治郎君) まさにストックオプションというものは、ある人間の努力によって、手續に若干欠けていた面があつたのではないかと私は思つております。この議員立法のプロセスの中には少くとも一方当事者だけの意見を聞いて、学者の皆様が公表していただいて、学者がそれをそれをに対して自由に意見を述べるということになれば、より開かれた風通しのいい基本法の改正になります。そういう意味では、今回議員立法という形で、学者の皆様が声明の中でわざわざおきまして、日本における法律案をつくるということにはどのようなものがあるとお考へいらっしゃいます。

です。

ですから、もちろん情報開示の問題もございまして、その辺はまだまだ不確定、流動的だらうと思います。

○浜四津敏子君 経営者の方々に伺いますと、経営者の経営努力というのが何にストレートにあらわれるかというと、株価というよりもむしろ経常利益ではないかというのが率直な御感想のようですね。そういう意味では、最も目に見えて経営努力の結果が決算期の経常利益にあらわれる、株価とどう連動するかというような声も聞くわけです。

今少しお話が出来ましたけれども、このストックオプション制度が十分に機能するためには、やはりその前提条件として、今、先生がおっしゃられましたように、経営努力があるは業績が株価に連動するようなそういう市場になつていなくてはいけない。あるいは、市場の透明性とか健全性とかいろいろな前提条件が考えられると思いませんけれども、非常に重要なこのストックオプションがこれから機能し効果を上げるために、大前提としてはこれだけは欠かせないという前提条件としてはどうなものをお考えでしようか。

○参考人(伊藤邦雄君) 経営者の方が、経常利益が大事で株価ということをおっしゃられている方は確かに多いのですが、そつ言っている経営者の方が実は経常利益の下の特別利益のところにも大変関心を持っておられます。つまり、業績が悪くなりますと土地を売却したり、あるいは長期短期に持つている保有有価証券を売却して益出しをするとか、こういうことがあります。ですから、株価に経常利益がより敏感に反応しているのか、その下の売却益、土地の売却益などとそういったものを出した後の当期純利益に反応しているのか、大分違うと思います。

日本ではまだそこまで実証されておりませんが、アメリカでは継続的な利益の獲得能力といいましょうか、一時的にクロス売買で含み益を吐き出すのではなくて、あれは一時的なものですか、継続的な収益獲得能力で見ようという形に

なっています。日本もだんだんそういうような形になつていくだらうと思いますが、大前提はやはり情報開示だらうと思います。どういうような会計処理をしてこういうような利益に至ったのかという、そこが見えないと、株価とうまく連動しているのかどうかさえもわからないと思うんです。

ですから、そういう意味では、繰り返しになつて大変恐縮ですけれども、やはり企業情報、財務情報、会計情報のより詳細なディスクロージャーをもっと進めていく必要があるだらうと思います。

○浜四津敏子君 先ほどのお話で、アメリカではストックオプションというのは大変ボピュラーになつていて、これも機能しているという実態があります。

○参考人(伊藤邦雄君) は、例えば証券業界のあり方、今おっしゃられた他、今おっしゃられたの他、今おっしゃられたいろいろな前提条件といいますか、こうしますか、あるいは環境整備といいますか、こうした面がかなり違うと思われます。

その条件が違う中で、アメリカでストックオプションが成功しているから日本でも、いわばアメリカの制度の都合のいい部分だけつまみ食いするという言い方もある方はなさつていらっしゃいましたけれども、これが本当に周辺の環境整備を

しないまま日本で導入して成功するのかどうか、それが本当にできるのかどうか、それを申し上げておきます。

○参考人(伊藤邦雄君) 確かに、見方によっては、ストックオプション制度を日本にとていうのは、要するにつまみ食いではないかという見方も成り立つ得るかもわかりません。また、そういうことを言う方もおられます、私自身は、つまみ食いではなくて主食だと思っております。

○参考人(伊藤憲治郎君) ストックオプション制度というのは、まさに業績が株価に反映するということを前提にしておりますので、おっしゃられたようなことを確保するのは非常に重要なことだと思います。私も、伊藤参考人がおっしゃいました

たように、まず情報が株価に反映する、そういうシステムをつくり上げるのが重要なことだと思います。

従来から問題がありますのは、一つは、日本の株式持ち合い、これがやはり株価の形成をやがめているという点はあると思いますし、それから、情報開示にどの程度企業自身が熱心かということもアメリカと日本では差があるのでないかと思います。

これは、企業が悪いというよりも、投資家が弱過ぎるのではないかというのが私のいつも言つてゐることであります。アメリカは、投資家が要求するから情報を出さざるを得ない。日本の場合は、どうも投資家と発行会社が対等に向かい合つて、証券取引法のような、そういう対等の当事者が向かい合つて、投資家が強くなるということになります。情報開示、投資家が弱くなるということが必要なんではないかと思います。

それから、インサイダー取引、相場操縦といった面、これもそういう証券取引法のいわゆるエンフォースメントの点でアメリカよりも日本は劣ると言われます。これは、行政機関の簡素化というものは矛盾する面もありますから、いろいろ難しい点はありますけれども、そういう問題があることは事実だというふうに思います。

○参考人(伊藤邦雄君) 確かに、見方によつては、ストックオプション制度を日本にとていうのが、具体的な開示の方法についてでございます。

○参考人(伊藤憲治郎君) 今、野村証券の改革を求められている。こういう中で、今早急にストックオプションの制度を日本に導入して、本当にその本来の目的を達することができるときますか、お聞かせいただきたいと思います。

○参考人(伊藤憲治郎君) ストックオプション制度というのは、まさに業績が株価に反映するといふことを前提にしておりますので、おっしゃられたようなことを確保するのは非常に重要なことだと思います。私は、伊藤参考人がおっしゃいました

います。面食らうということとは、それだけ根づいている、あるいは経済活性化に非常に貢献している、あるいは経済活性化に貢献している制度が違つて、そこにはあります。もちろん土壤

が違うところはあります、私はそれだけアメリカという一国の経済の活性化に貢献している制度であります。そのつまみ食いはもうかなり主食に近づいて、我々はよくベンチマークであります。もアーリカと日本では差があるのでないかと思います。

従来から問題がありますのは、一つは、日本の企業の中でも、外に出るということですね。企業外部にきちんとディスクローズされるということがないと、いわゆる投資家からすれば、また企業の中の情報が企業の中の方によつて知られるだけじゃなくて、外に出るといつておきます。

企業の中でも密室でいろいろやつてあるといつておけば、それは、情報開示するといつて、そういうことが必要になつてくるだらうと思います。

○浜四津敏子君 それでは、情報開示が大変大事だ、重要なという御意見が西先生から出ましたので、ちょっとと各論に入つて申しわけありませんが、今回の改正法の中で、ストックオプションに関する件で、ちょっとと各論に入つて申しわけありませんが、具体的な開示の方法についてでございます。

○参考人(伊藤憲治郎君) 今、野村証券の改めての株主総会決議の中でも、取締役または使用人の氏名とか、あるいはその株式の種類、数、譲渡の価額等が決議事項と、こうされております。

○参考人(伊藤憲治郎君) これも一つの情報開示の方法かと思いますが、この改めての株主総会決議の中でも、取締役または使用人の氏名とか、あるいはその株式の種類、数、譲渡の価額等が決議事項と、こうされております。

する。この事後報告ですけれども、これは改正法に何の規定もないわけです。取得後に初めて開催される株主総会に、自己株式取得の理由とか、あるいは種類、数、価額、それから発行済み株式総数の中に占める割合等について報告させる制度を設けるべきではないか。

あるいは計算書類の中でも、先ほど少しお話を出ましたけれども、例えば貸借対照表の中で流動資産の部に他の株式と区別して記載しなければならないと、その程度しか載っておりません。これが短期間の保有であればもちろん問題ないというお話、先ほどもございましたけれども、今度は十一年という大変長期になりますので、これにつきましても整備が必要だろ、はつきり日に見える形で示すことが必要なんだろう、こう思います。

また、損益計算書上でも、あるいは営業報告書の中でも、こうした詳細に明示させるという方法が今はありませんけれども、こうしたことから開示を進めていくべきだという意見があります。それについてお考えをお聞かせいただければと思います。

○参考人(伊藤邦雄君) 開示の仕方は、幾つか選択肢はあるだろうと思います。ただいま指摘されたような計算書類、貸借対照表のいわゆる注記事項という形で、これからもバランスシートの、貸借対照表の流動資産に載るか、あるいはいわゆる株主資本から控除する形になるかは別としまして、それに対する注記事項という形もあり得るだろ、うと思いまして、あるいは附属明細書という形もあり得るだろ、うと思いまます。ただ、附属明細書は見にいかないと思られないという制約がござりますので、直接に出向かないとならないということがありますので、ちょっとその辺の限界はあります。

そういう点では、これは法制度ではありませんが慣習的にといいましょうか、各企業は株主総会後に事業報告書というのを各株主に送つております。これは法律では要求していないわけですか、事実上ほぼ例外なく各企業が、名称は事業

報告書という名前をつけていないところもあります。

報告書といふことであります。

それが必要なのか。

そもそもボランティアなものには、ねばならないとするのは矛盾かもわかりませんが、そういうような強制ともう一つは任意の開示という面から考

慣行をもつと根づかせていくという、つまり強制ともう一つは任意の開示という面から考

えていく必要があるのではないかというように思

います。

○浜四津敏子君 ありがとうございます。以上

江頭参考人、伊藤参考人、御両名の参考人に

私は基本的に今回の改正案に賛成の立場でござ

ます。

私は基本的に今回の改正案に賛成の立場でござ

ります。

最初に、江頭参考人にお伺いをいたします。昨日の朝日新聞の「論壇」に、早稲田大学の総長の奥島孝康教授が、「開かれた商法改正手続を求める商法学者声明」呼びかけ人の一人として投稿されておるのを読ませていただきました。その奥島教授の「論壇」の中で、「全国の商法学者の圧倒的多数が、今回の商法改正を遺憾とする「声明」に賛同を寄せている。」、こういうふうな記述の部分がございます。

江頭参考人から声明に至る経過等御説明をいた

だいたわけですが、今回の商法改正を遺憾

とするという商法学者の先生方の御意見というの

は、参考人から先ほどお話をありました立法プロ

セスに対する疑問というか問題提起なんでしょうかと

思っています。

そこで、この氏名ということが出できましたので、あ、これはすごいことだなと。しかし、本当にこれでやる会社は幾つあるか、これは実際できないのじゃないか、だから反対だという人もおります。それから他方では、自分は証券市場の透明性が確保されていないとと思うから反対だという人もおります。

そういうふうに、各人が考えておりますのは、そういう手続上問題があつたから内容も問題がある、そういう言い方で不満を述べている、こういうのが実態かと思います。

○照屋寛徳君 伊藤参考人にお伺いをいたしますが、この改正案の提案理由の中で、「株式会社の取締役及び使用人の意欲や士気を高め」の目的、こういうことが言われているわけですが、これが改

正案の過程だったのか。そこら辺をお教示いただければあります。

ながるとすれば、どういう条件が整備されていることが必要なのか。

本来、株式会社というのは、資本と経営が分離をしているというのでしようか、そこに特徴があるはずなのに、今その提案理由に盛られている取締役及び使用人の士気の向上との関係で、先生の御意見をお聞かせ願いたいと思います。

○参考人(伊藤邦雄君) 御承知のように、この数年、バブルがはじけてからは日本企業は人事制度をいろいろ改革、改善しております。基本的に方向は能力主義という方向に行っているわけであります。

私の知る限りでは、能力主義ということは、社員の方に配分するいわゆる賃金といいましょうか給与の総額はそのままにしておいて、そのペイの分け方をどういうようにめり張りをつけていくこう

かと。今まででは、ある意味では悪平等ではないか。だから反対だという人もおりません。それから他方では、自分は証券市場の透明性が確保されていないとと思うから反対だという人もおります。

それも一つ、確かに意欲を向上させるという点があるかと思いませんけれども、もう一方で、ストックオプションというのは、これは私の見方では、ペイの分け合いではなくてペイを大きくすることなんだというよう思っておりまます。会社から現金を渡すわけではありませんので、むしろ証券市場でその資金が社員、役員の方に入ってくるわけですので、今やっているペイの分け方をどういうようにめり張りをつけるのかといふことに加えて、ストックオプションというのはペイを広げることんだということで社員の方の士気を高めることにつながつてくるだろ、うと私は思います。

ただし、どういうようによくストックオプションを運用して与えるかは、これは経営者の問題です

で、極めて薄く全員にというようなことをやっていますと、これは余り効果はないかもわかりません。これは企業経営の問題だらうと思います。

報告書といふことであります。

内容についても、先ほども申しましたように、

ストックオプションをこれでやろうとしても無用の制約が多過ぎてできない。例えば総会決議で氏名をあらわせということになりますと、これは日本の経営風土を非常に変える話です。とにかく報酬の額を総会で明示せよと言われますと、今まで非常に嫌う。典型的なのは退職慰労金であります。

して、退職慰労金についてはこれは報酬の一種だというふうに最高裁の判例でも考えられておりま

すので、総会で決議しなければいけないわけですが、決して金額は言わない。当会社の内規に従つて取締役会が授権してもらつただそいう決議のやり方でも適法だということになつているわけですから御意見をいただければありがたいというふうに思つております。

私は基本的に今回の改正案に賛成の立場でござりますが、幾つか疑問点などについて両参考人から御意見をいただければありがたいというふうに思つております。

私は基本的に今回の改正案に賛成の立場でござりますが、幾つか疑問点などについて両参考人から御意見をいただければありがたいというふうに思つております。

私は基本的に今回の改正案に賛成の立場でござりますが、幾つか疑問点などについて両参考人から御意見をいただければありがたいというふうに思つております。

私は基本的に今回の改正案に賛成の立場でござりますが、幾つか疑問点などについて両参考人から御意見をいただければありがたいというふうに思つております。

私は基本的に今回の改正案に賛成の立場でござりますが、幾つか疑問点などについて両参考人から御意見をいただければありがたいというふうに思つております。

私は基本的に今回の改正案に賛成の立場でござりますが、幾つか疑問点などについて両参考人から御意見をいただければありがたいというふうに思つております。

私は基本的に今回の改正案に賛成の立場でござりますが、幾つか疑問点などについて両参考人から御意見をいただければありがたいというふうに思つております。

私は基本的に今回の改正案に賛成の立場でござりますが、幾つか疑問点などについて両参考人から御意見をいただければありがたいというふうに思つております。

○照屋寛徳君 奥島先生の「論壇」の中でも、「この制度は、証券市場の価格形成が、取締役や従業員の会社に対する貢献・努力を反映する健全かつ公正なものであるとの仮定の下に成り立つてゐる」と。しかし、そういう証券市場の価格形成が一体前提どおりになつてゐるんだろうかといふ疑問を呈しておられます。

私どもが心配するのは、いわゆるストックオプションの権利乱用、これが非常に心配されるわけあります。野村証券の不祥事などに見られますように、証券市場における公平性が担保されていないという、さまざまな不祥事が発生しているという状況の中では、国民もそこら辺に心配があるのだろうと思いますけれども、起こり得る乱用の形態というんでしようか、それを防止する有効な手立てということについて、両参考人からもう少し具体的な御意見を拝聴させていただければあります。

○参考人(江頭憲治郎君) このストックオプション制度が乱用される危険というのは、幾つか考えられると思います。

一つは、これは株価が上がれば取締役、使用人が得をするという制度でありますから、一番悪い形態は相場操縦が行われるというのが考えられるところでありますし、それからまた弊害としては、場合によってはインサイダー取引といったようなことも考えられます。つまり、ストックオプション権を持っている者が、会社に悪いニュースが発生したときに、それが世間に知られないうちに早く行使して売却しなければ損をするというのでそういう行動をとるというような危険もあり得るかと思います。

日本におきましては、特にインサイダー取引につきましては、従来確かに会社ぐるみのインサイダー取引と言われた事件もあるわけです。ですから、ストックオプションを多くの会社の人が持っておりますとそういうことが起こる可能性もあります。日本のインサイダー取引規制は、これはアメリカのように非常に重い刑事罰を科すとか非常

に重い罰金を科すとかいうことはありません

で、むしろ社内管理体制をしっかりと一種の自規制でやつていこうというのが基本的な考え方でありますので、社内の従業員教育、それから情報管理の徹底といったことが重要であろうと思います。

それから、相場操縦の方につきましては、これはこれまでも最高裁まで刑事案件が上がつていつた協同飼料の事件を初めといたしまして幾つか事件が摘発されております。この問題は、実はいわゆる証券取引法百五十九条の誘引目的というものをめぐりまして非常に判例も分かれている難しい解釈問題があるわけでありますけれども、そういう法律解釈を明確化するという点と、それからやはり証券取引等監視委員会を中心とする監視体制の充実ということが必要であろうというふうに思っています。

○参考人(伊藤邦雄君) 今、江頭参考人が言われた点は私も大変大事だと思っております。インサイダー規制をどういうように行つていくかということだと思います。

○参考人(伊藤邦雄君) 今、江頭参考人が言われた点は私も大変大事だと思っております。インサイダー規制をどういうように行つていくかといふことだと思います。

重複を避けて申し上げますと、不祥事が起つているということと、株価の形成がそれなりに公正に行われているんだと、要するに、不祥事が起つていては株価の形成が不公平であるということになりますし、それからまた株価の形成が不公平であるという点は私も大変大事だと思っております。現に、アメリカでも当然インサイダーにかかる問題はSECによつてかなり多く毎年摘発されているわけありますから、不祥事が多いからそこで形成されている株価は不透明あるいは適正でないとは言ひきれないだらうと思います。

私はむしろ、言つてみれば、不祥事があるとメンタルな問題で証券市場に対する信頼性というのがどうしても落ちてしまつますので、まずそれに対処しなくてはならないだらうと、つまり不祥事撲滅という、それは大変大事だと思います。

もう一つは、これはアメリカと違うのは、日本の証券市場での株価形成が適正に行われているかどうかというのは実はわからないんです。これは

我々学者の、研究者の怠慢と言われば大変内心じくじたるところがありますが、アメリカでは、

○照屋寛徳君 終わります。

○一井淳治君 民主党の一井でございます。

まず、江頭参考人の方からお尋ねしたいと思います。

ところが、日本では余りにも少ないんです。それでも、日本では余りにも少ないんです。

言つてみれば、ファンダメンタルズにかかる情報が株価、証券市場にうまくビルトインされています。

それから、日本では余りにも少ないんです。

かと云ふことをきちっと証明する成果といいましょうか、それが足らなさ過ぎるんです。ですから、不祥事が起つたときにびいんと反応してしまいます。証券不祥事が起つると当然それに輪をかけた形で過剰な反応で、証券市場あるいは証券会社は悪というようになつてしまふのですから、メタリカルな問題を解決すると同時に、もう一つ、実証的な裏づけをもつと地道に我々はやはり蓄積していかなくてはならないなと。それは、我々研究者だけではなくて、証券に直接間接絡んでいる方たちの努力ももうちょっと必要ではないかと思います。

それからもう一つ、これは、うがち過ぎの懸念だと思いますけれども、これは役員、社員の方を対象にストックオプションを与えます。もちろん株価がどんとね上がつてくれれば株式を譲渡することになると思いますが、一時的には従業員の持ち株比率が高まるんです。そうしますと、どちらかといふと、株主総会で従業員持ち株会だとからいうと、従業員持ち株比率が高まるんです。そういうことはありますから、やや贋害となるような行動をとるとかいうことがあります。今まで日本企業は従業員主権だと、株主無視だと言つてきましたところが、株主ではあるけれども従業員、つまり従業員持ち株比率が高まるとまた難しい問題が起つてくるということはあり得るのかなと。これは多少杞憂になるかもわかりませんが、いわゆる従業員持ち株比率が下がつてしまふと、それに対しても監査役は恐らく何の機能も果たしていなかつたと思ひますし、取締役会の状況も、ある住専会社は配当をしておるわけです。とんでもないことだと思ふうですけれども、それから株主総会でもそつていた問題は全く論議されておる状態にはない。もちろん、一般的に日本の株式会社は、総会屋が入りしたりして本当にあつて、株主総会は終わつてしまふわけでありまして、株主の追及というのも、これは子会社であつたということがあるかもしませんが、なさ

せんだけて住専問題が起つてしまして国会も大変で、あつたわけでありますけれども、その中でだんだんわかってきてましたことは、商法では土地の値段が下がつた場合には下げて評価しなさいということが書いてあります。ところが、担保となつている土地の評価を下げなかつたということが一番大きな問題になつていて、それが優良会社が近代化しないといけないという気持ちをいつも持つております。

せんだけて住専問題が起つてしまして国会も大変で、あつたわけでありますけれども、その中でだんだんわかってきてましたことは、商法では土地の値段が下がつた場合には下げて評価しなさいということが書いてあります。ところが、担保となつている土地の評価を下げなかつたということが一番大きな問題になつていて、それが優良会社が近代化しないといけないという気持ちをいつも持つております。

せんだけて住専問題が起つてしまして国会も大変で、あつたわけでありますけれども、その中でだんだんわかってきてましたことは、商法では土地の値段が下がつた場合には下げて評価しなさいということが書いてあります。ところが、担保となつている土地の評価を下げなかつたということが一番大きな問題になつていて、それが優良会社が近代化しないといけないという気持ちをいつも持つております。

せんだけて住専問題が起つてしまして国会も大変で、あつたわけでありますけれども、その中でだんだんわかってきてましたことは、商法では土地の値段が下がつた場合には下げて評価しなさいということが書いてあります。ところが、担保となつている土地の評価を下げなかつたということが一番大きな問題になつていて、それが優良会社が近代化しないといけないという気持ちをいつも持つております。

れていない。

そういうことで、私はどうも現在の商法の会社の監視機構すら十分に動いていないんじゃないのか、機能していないんじゃないかという感想を持つているわけございませんけれども、そういうふうに評価していいのかどうかという点が第一点でございます。

もう一つは、それに対する対策です。どういうふうに対策を講ずると、より公正で透明性のある株式会社になっていくのかということをまずお聞きしたいと思います。

○参考人(江頭憲治郎君) ただいま一井議員より引用されました、「今次商法改正法案の問題点」というのは、これは記者会見の席上プレスに参考として配ったものでありますて、必ずしもこれを読んで商法学者がこれの内容にも賛同しているというわけではありませんで、むしろこれは呼びかけ人の事務局が、例えば先ほど手続が悪いから内容も悪いと商法学者が多く言っていると申しましたが、例えばこういったことだという参考としてお配りしたものでございます。

それで、お尋ねの、現在日本の大企業と言つていいと思いますが、大企業の経営監視機構が十分機能していないんではないかという点でありますけれども、おっしゃったような不祥事というものが確かに出ていているわけであります。住専問題の例を挙げられましたが、結局、資産の評価等につきましても十分監査役あるいは公認会計士というものが機能していないという御指摘かと思います。これは、おっしゃるとおり、日本の会社というものは、日本の会社の経営監視機構の特徴といいますのは、社長独裁であるというふうに商法学者の多くは考えております。つまり、アメリカの会社でありますと、先ほど伊藤先生からもお話をありましたように、ディレクターとオフィサーとがはっきり分かれおりまして、会社の経営を本当に日常動かしているのはオフィサーでありますて、それを非常勤の取締役を中心とする社外取締役が監視しているという、こういうシステムに

なっております。それから、ドイツはその社外取締役に当たるものが監査役会でありまして、オフィサーに当たるものが取締役で、これが日常業務をやっていて、監視機構としての監査役会があ

るというシステムであります。

日本は、取締役会が社長を中心とする代表取締役を監視するという建前でありますし、それから、監査役も公認会計士もそれぞれ会社の経営監視機構としての役割を果たすということであります。

ですが、実際には社長の力が非常に強いためにどれも機能していない。監査役にしてみても、それから各取締役にしてみても人事権を握られておるという問題があるわけでございます。

例えば、実務界の人とも話をするときによく話を発見したというときにどうするかと、日本ではこれがどうも会社の方もよくわからないんですね。アメリカだとこれははつきりしておりますて、もうこれは不祥事、それでどうも日本風に言えば、社長が絡んでいるらしいと思えばどうすればいいかというのは、社外取締役のところへ行けどいいことなんですね。ところが、日本ではどうもそういう発想は全くどこへ行っていいかわからないんですね。アメリカだとこれははつきりしておりますて、もうこれは不祥事、それでどうも日本風に言えます。

ですから、これは、これさえやればということは言えない性格のものなんですが、日本でも先ほど申しましたような内部監視体制を強める努力といふのは、それではどういうふうにすればできるのかということを申しますと、やはり一つは、はつきり申しまして法律で社外取締役、今、社内監査役は強制されておりませんけれども、法律で強制してみてもなかなかこれは機能しないんです。社長が嫌だと思えば、人事権を実質上握っておりませんから、どうでもいい人間を連れてくるわけです。

社外取締役を強制してみても恐らくそうなると思ふいます。ですから、本当に株主側から見て役に立つ人をそういう社外監査役、社外取締役にしてもらうことにするためには、ちょっと弱い言い方でそれからも一つは、ある取締役が新製品をつくるようなことを考えて企業の発展を考えるようになりますが、ある特定の製品がどんどん伸びているということを適切に情報開示すれば、そうすればまさにストックオプションの効果が発生すると思うのですが、今のような体制ではうまく評価される状況にはないんじゃないかな、取締役の努力は適正に評価されないんじゃないかなという心配もあるわけでございます。

○参考人(伊藤邦雄君) 一つのその手だけは、時間がありませんから手だけでだけを申し上げます。それから監査役、会計監査人の監視ということになると、今度の不良債権の問題も公認会計士の方が基

れははつきり申しまして特効薬はない。

私の二十年前アメリカに留学したときの恩師でカリフォルニア大学のアイゼンバーグ教授という人がおります。三四年前アメリカで、アメリカン・ロー・インスティチュート、アメリカ法曹協会というのがコーポレートガバナンスという報告書のようなものを出したんですけれども、それから一年前から株主代表訴訟等、それから恐らく長期的に見て、もうこれは不祥事、それでどうも日本風に言えます。つまりアメリカのそういう学界教授であります。つまりアメリカのそういう学界チーフレポーターをしているのがアイゼンバーグ教授であります。つまりアメリカのそういう学界の中心人物でありますけれども、彼が日本へ二、三年前に来まして言ったことは、コーポレートガバナンスの問題というのは、これは世界共通の問題であるが特効薬はないのであると。先ほど申しました取締役会等を中心とする内部監視体制、それから株主代表訴訟等、それから恐らく長期的に見ればもっと力が強いのは証券市場等市場を通じる監視、そういういろいろな制度を一つ一つ粘り強く改良していくことしかないとすることを強調しておられました。

そこで、おっしゃるような問題はどうしたらいいかということあります。これはいろいろ考えられるわけでありますけれども、日本でもこれは言えます。これは非常に不十分ではないか。さっき住専について私言つたんですけども、例えば銀行が倒産するという、そういう問題が起こりますて、もうふうに考えております。

○一井淳治君 次に、伊藤先生にお伺いさせていただきます。

証券市場といいますか証券取引の中での公正、透明性といいますかあるいは情報公開といいますか、これが非常に不十分ではないか。さっき住専問題について私言つたんですけども、例えば銀行が倒産するという、そういう問題が起こりますて、もうふうに考えております。

そこで、おっしゃるような問題はどうしたらいいかということあります。これはいろいろ考えられるわけでありますけれども、日本でもこれは言えます。これは非常に不十分ではないか。さっき住専問題について私言つたんですけども、例えば銀行が倒産するという、そういう問題が起こりますて、もうふうに考えております。

そこで、おっしゃるような問題はどうしたらいいかということあります。これはいろいろ考えられるわけでありますけれども、日本でもこれは言えます。これは非常に不十分ではないか。さっき住専問題について私言つたんですけども、例えば銀行が倒産するという、そういう問題が起こりますて、もうふうに考えております。

○参考人(伊藤邦雄君) 一つのその手だけは、時

間がありませんから手だけでだけを申し上げます。

本的には適正意見というのを出してしまったわけです。すね、問題なしとしてしまったわけです。

アメリカでは事態が大分変わってきたまして、今、日本でも少しずつそういう方向に歩み始めたと思いますが、監査法人あるいは公認会計士が監査しまして、最終的には監査報告書というのを有価証券報告書の一一番後ろにくっつけるわけです。あれを見ますと、みんな適正適正と書いてあって何の麥哲もないんですが、今まさに言われたように、情報化ですね、あそこにもっと情報を盛り込みなさいということことで、つまりこの企業の存続する可能性、逆に言えば倒産する可能性を、会計士の立場からちゃんと投資家に示してくださいといふような形になってきてるんです。当初、アメリカでも、公認会計士あるいは監査法人の方は拒絶反応を示したんすけれども、社会の期待がそういうふうになつてているわけです。

今度もやはり不良債権開示の問題で、公認会計士の方に対する社会の期待は、もっと内部に通じていて、通じてているというと失礼ですけれども、内部の情報を持っているんだから、もっときちんと情報を開示してください、こういうことを言つたんですけど、そとはなりませんでした。

ですから、その監査報告書というあの中を紋切り型にしないで、もっと投資家の方に公認会計士として伝えるものを伝えていくという形でこれから担保するというのも、一つのやり方だうと思ひます。

先ほどの御質問で、一つだけちょっとつけ加えさせていただきますと、監査役の問題もありますが、監査役の方とお話ししていく、監査室というある種同情できる点がありまして、監査室というのがあるんですね。スタッフを抱えているんですが、少ないんです。会社によつては、あの監査室のスタッフはだれのためのスタッフかというのがわかつていません。基本的に、多くの場合は社長のスタッフなんですよ、監査役のスタッフではなくて。そうしますと、監査役の方はスーパーでもない限り、そんいろいろなことを調べ

て、ここおかしいんだよということを発見することができないんです。ですから、そういう制度面でのまだ不十分な点があるんだろうと思います。

○橋本敦君 きょうは、両先生、御多忙の中ありがとうございました。

江頭先生の先ほどのお話をございましたが、学

出せるという仕組みは、我が国の今の制度の現状からも、あるいは種々の予想される株価操縦や会社支配やあるいはインサイダー取引などという弊害を、九四年改正が行われた現在以上に助長するものではないけれども、この問題については、声

明のお言葉によりますと、ストックオプションを導入するにしてもそれに伴い株価操作やインサイダー取引等の弊害が生ずるおそが少なくないためにどういう方法をとるべきかなど、法政策

明のお言葉によりますと、ストックオプションを導入するにしてもそれに伴い株価操作やインサイダー取引等の弊害が生ずるおそが少なくないためにどういう方法をとるべきかなど、法政策

であります。

それから、これは十分の一ということになつておられますけれども、恐らく大企業を考えますと、十分の一なんというのは物すごく大きな数でありまして、こんなことにはならないと思うんです。

これは、中小企業も考えておるから十分の一なん

なりまして、議員立法による商法改正に反対するものではないけれども、この問題については、声明の御意見によりますと、ストックオプションを導入するにしてもそれに伴い株価操作やインサイダー取引等の弊害が生ずるおそが少なくないためにどういう方法をとるべきかなど、法政策

意見も十分に踏まえた上で、種々の法的問題を検討して、その上でなされるということが望ましいという御指摘がございまして、私ももともと御意見だというように拝聴いたしました。

そういう点で、きょう両先生にお越しをいただいて、参議院法務委員会で審議をやつたところは、そういう意味では一定のよいことであったというよう思つておるわけでございます。

まず、江頭先生にお伺いしたいんですけど、我が国の商法が二百十条を原則として、自己株式の保有を基本的には禁止をしてきたと。そういうことから見ますと、九四年の改正に統いて、そしてまた一部新規企業におけるストックオプションの導入に統いて、今度の改正というの是非常に大きい問題でございます。

こういうストックオプションの全面的なと言つてもいい大きな導入については、私はまだまだ議論を深めなきゃならぬ問題が多くあると思うんですが、差し当たり第一の問題として、先生がおっしゃいましたが、ストックオプションを導入するとしても、新株発行引受け権を与えるというだけ

よいのではないかと。自己株式の保有を会社がや

り、それを取締役及び無差別的に使用人全部にも

出せるという仕組みは、我が国の今の制度の現状からも、あるいは種々の予想される株価操縦や会社支配やあるいはインサイダー取引などという弊害を、九四年改正が行われた現在以上に助長するものではないけれども、この問題については、声明の御意見によりますと、ストックオプションを導入するにしてもそれに伴い株価操作やインサイダー取引等の弊害が生ずるおそが少なくないためにどういう方法をとるべきかなど、法政策

意見だというように拝聴いたしました。

そういう点で、きょう両先生にお越しをいただいて、参議院法務委員会で審議をやつたところは、そういう意味では一定のよいことであったというよう思つておるわけでございます。

まず、江頭先生にお伺いしたいんですけど、我が

國の商法が二百十条を原則として、自己株式の保有を基本的には禁止をしてきたと。そういうことから見ますと、九四年の改正に統いて、そしてまた一部新規企業におけるストックオプションの導入に統いて、今度の改正というの是非常に大きい問題でございます。

こういうストックオプションの全面的なと言つてもいい大きな導入については、私はまだまだ議論を深めなきゃならぬ問題が多くあると思うんですが、差し当たり第一の問題として、先生がおっしゃいましたが、ストックオプションを導入する

ただ、これは先ほどもちょっと御意見が出ました。

このストックオプションについても、やはり悪いときのことというのを考えておかなければいけないのであって、そのときのことを考えますと、新株引受け権付与方式のみの方が安全ではないかと

いうことを考えております。

ただ、これは先ほどもちょっと御意見が出ました。

たけれども、チヨイスでありますので、こういう法律ができましても、新株引受け権付与方式だけを採用していただければそういう弊害は起らります。

それで、一百十条ノ二はもともと従業員持株会制度を円滑に運用するためであります。これは従業員持株運用のときは六ヶ月以内に売るわけ

です。ですから、これは自己株式取得は一種の利

益配分だから買うときに普通決議が必要と。従業員

員持ち株会に売却するときについては半年以内だから、確かに買いたい値よりも時価が上がっていることはあり得るけれども、そんなに変わっていないでしようということで普通決議でかつ取得価額で売つてもいいですよと、これが「二百十一条ノ一」であります。

それで、そこへストックオプションを突っ込みますと、これはストックオプションが行使されるときというのは、つまり会社から売るとときは常に価格は上がっているわけです、時価は。そういう意味では、これは会社の新株の有利発行と全く同じではないかといふ発想をすると、この「二百十一条ノ一」も特別決議にしろということになつてくるわけあります。

他方では、いや、これは確かに新株の有利発行ではあるけれども、これは見ず知らずの人に渡すのではなくて取締役、従業員であるから一種の報酬なんだというふうに考えますと、現在の報酬は二百六十九条で普通決議で決定できますので普通決議だ、こういう考え方になつてきました、これは学者の意見も今真っ二つに分かれております。

私はまだ決めかねてはおりますけれども、先ほど申しましたように、このストックオプションの現在の時点で見た理論価格は幾らでありますといふことを公示すれば、まあこれは報酬と同じと見てすべて普通決議でよいのではないかと今のところちょっとと考えておりますが、また考えが変わることもかもしれません。

○橋本敦君 今の点に関連をして両先生の御意見をお伺いしておきたいんですが、報酬といふことになりますと、一般の使用人、つまり従業員全部にもストックオプションということが適用されると、法律の定めはそうなつてているんです。そうなりますと、御存じのとおり、労基法二十四条の給与の現金払い原則といふこととの関係でどう見ておくかということも検討しておかなくちゃならぬと思うんです。その点について両先生の御意見はいかがでしようか。

○参考人(江頭憲治郎君) 御指摘の点は、まさにこのストックオプション制度がどのように運用されるかということになりますと、もうこれはますと、本当にキーマンのみインセンティブ報酬として渡すというのであれば労基法上の問題というのは出てこないと思いますが、全従業員に薄く広くばらまくということになりますと、もうこれは要するに賃金、ボーナスを上げたくないから、そのかわり、ただ給料を上げないというだけでは承知しないだろうからこれをあれするということであれば、確かに御指摘のような問題が出てくる。これは、制度の趣旨に沿つた賢明な運用がなされることは私は願っております。

○参考人(伊藤邦雄君) 多少繰り返しになりますけれども、基本的には現金報酬ということになりますけれども、実際上日本企業でも現物ボーナス等を与えることがありますので、その場合には労働協約でやつておるわけです。ですから、基本的に、今の一時的な現物支給の延長線上には問題はないだらうと思ひますし、あるいは株式という現物で渡しますけれども、この換金能力が非常にあるということであれば、つまりそれだけ高い流動性を持つていれば、これはある種の現金等価物を与えるんだという解釈もできないだらうというように思つております。

○橋本敦君 つまり、現金に類似性があると見ていいということですね。

○参考人(伊藤邦雄君) はい、そういうことで

私はまだ決めかねてはおりますけれども、先ほど申しましたように、このストックオプションの透明性が確保されているということは投資家の方が納得して売買ができるということだらうと思います。でも何度か述べてきましたが、基本的には、透明性が確保されているということは投資家の方が納得して売買ができるということだらうと思います。それでも、投資家の方にいかに納得して売買ができるようになりますと、いい方には変わつてくれればいいなどといふふうに考えておる次第であります。ストックオプションというのは、それと全く正反対の発想だと思うんです。ですから、やはりそういうふうに、いい方に変わっていくけれども、この現状を生んでいるところがあると思います。

○参考人(江頭憲治郎君) 私も、これは日本社会共通のあれかもしませんが、要するに横並びでやつておれば間違いないと、そういうことが日本経営者の方が投資家の方にこういふふうに思ひます。

○参考人(伊藤邦雄君) 透明性についてはこれまで、投資家の方にいかに納得して売買ができるようになりますと、いい方には変わつてくれればいいなどといふふうに考えておる次第であります。ストックオプションといふのは、それと全く正反対の発想だと思うんです。ですから、やはりそういうふうに、いい方に変わっていくけれども、この現状を生んでいるところがあると思います。

○橋本敦君 以上で両参考人に対する質疑は終了いたしました。

○委員長(統訓弘君) 以上で両参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言御礼の「あいさつを申し上げます。本日は、御多用中のところ貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。参考人の方々に一言御礼の「あいさつを申し上げます。午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時開会

○委員長(統訓弘君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、商法の一部を改正する法律案及び株式の消却の手続に関する商法の特例に関する問題に關する法律案

する法律案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

○塙崎恭久君 自由民主党の塙崎恭久でございま

す。
けさほど、議題にあります二つの問題につきま

して、参考人においておいでをいたしましていろいろと御意見を聞いたわけでございます。いよいよ我々の審議ということになるわけでございますが、今、我が国の大好きな流れ、二つあるのかなと私は考えております。

一つは、けさもお話が出ましたけれども、例えば住専の問題であるとか野村証券あるいは大和銀行、あるいは海外ではベアリングスみたいなものもありましたけれども、日本でも住友商事のような問題も起きる。あるいは、近くは動燃の問題もまた起きまして、いわば日本型民主主義というの

は、けさもお話を出ましたけれども、例え

ば、この新しい時代にどういうものであろうか。そのチェックの仕方といいましょうか、今まで行政も含めて余りにもいろいろな問題がチェックをされてしまつた。民主主義の熟度が問われているのが一つの問題ではないかと思いま

す。
もう一つは、そういう中につけて世界がどんどん動いている。その中で、対外競争力もつけなければいけないし、新しいビジネスも生み出すことによって雇用も確保しなければいけない。そういうことで、グローバルスタンダードへのルールの変更といいましょうか、そういうことをやっていかなければいけない。規制緩和に代表されるような自由化への動きといふうに思つておられるのかなというふうに思つておられるのが、

二つの動きを同時に今やろうとしているのが、いわば六つの改革といふ橋本総理を先頭とする改革だと思いますが、多少ちぐはぐするところも時々はあって、けさも多少やり方等について、この議員立法について御批判もあつたわけでございます。しかし、同時並行でやらなければ間に合

わないということじゃないかと思いますし、また、今の日本を変えるには政治のリーダーシップ質疑のある方は順次御発言願います。

○塙崎恭久君 は、この二つをこの議員立法で変えてこうというこ

とでございますけれども、特にストックオプショ

ンにつきましては、ビッグバンの関連でも議論が重

ねられてきました。けさもいろいろなお話がありま

したけれども、結局は、ストックオプションと

いは使用人に分配する一つの手段として資本市場

のメカニズムを使うというところが本質かな

うふうに思つてございます。つまり、将来の企業価値の上昇が実現した場合の取り分を前もつて決めておく、そして実際の企業価値の事後的な評価を資本市場にゆだねるということではないか

と思つてございます。

ただ、そのときに、けさもいろいろな先生方が

らも御意見も出ましたし、参考人からもお話をあ

りましたが、ディスクロージャーが大事だ、ある

いは不正行為に対する罰則が大事だ、こんなこと

が言われていたかと思うわけでございます。

けさも議論になりましたが、今回、政府の三月

末の規制緩和の再改定の場合には、来年度、十

度の早期に何とか導入しようということになつて

おりましたけれども、これをあえて議員立法で早

期に成立させようというふうに目指すことになつた趣旨を提案者にまずお聞きしたいと思います。

○衆議院議員(保岡興治君) 今、塙崎先生から

お話をありました認識は、提案者としても全く

共有するものでございます。

今、日本は非常に大きな歴史の大転換に立つて

いて、世界の民主主義、自由、あるいは市場原

社会の急激な変化、新しい歴史の展開に対して的確迅速に対応する責任が非常に強く求められています。

このたびのストックオプション制度の一般的導

入、あるいは自社株取得・消却の緩和の議員提案

につきましては、かねて政府でも一生懸命前向き

に検討していただいていると伺っております。ス

トックオプション制度については、政府の規制緩

和基本計画の改定計画においても、九年度中に結

論を得て十一年度には通常国会に提案して実施がで

きるようになります。方針も明らかにされて、そ

して法務大臣も積極的な姿勢を委員会等で表明を

していただいております。

そういうことで、我々はその政府の姿勢を高く

評価しつつも、しかしながら、現下の日本の置か

れている経済情勢や、急激に経済あるいは社会環

境が日に日に変化している、政治がむしろ対応が

おくれていろいろな対策が後追いになつていて

いるといふような批判もある。

そういう中で、ぜひことし、一年前倒ししてこ

の制度が生きるような措置をとるべきじゃないか

といふふうに考えまして、実は議員提案の方向で

努力をいたしました、過日、連立与党三党の中で

取りまとめたものに対し、共産党が残念ながら

入っていただけませんでしたが、他の政党は全部

共同提案ということにさせていただきました。

会に提出する運びになつたものでございます。

今、塙崎委員がお話しになりましたとおり、ス

トックオプションというのは、会社が取締役、従

業員に対してあらかじめ定められた価額で自社の

株式を購入する権利を付与するものであつて、株

価が上昇すれば取締役等はその値上がり分の利益

を得ることができるので、ストックオプション

制度是有能な人材の確保に資する。要するに、企

業は人なりと、これから時代に対応する有効な

制度であり、また取締役、従業員の業績向上へのインセンティブとして機能するとともに、何より

も株主重視の経営に転換を促して企業の活性化やひいては株式市場の活性化にとてもよい効果が、

大きな効果が期待されるものである。

自己株式取得・消却については、ROEの向

上、したがって株式の魅力が投資対象として大きくなる。そしてまた、だぶつきぎみの株式市場の

状況、けさの大学の先生からの御指摘にもあります。

けさほど、その大學の先生を引き継める。あるいは

会社の持ち合い制度を解消するということが、こ

れから会社の経営体制を健全化していくためには

重要なテーマである、そのことにも受け皿となつて働く。また一方、成熟企業の剩剰資産というものがこの消却制度を通じて市場に返されて、それが新たなベンチャー企業や投資意欲旺盛な企業の

投資に回っていくというパイプ役を務める。

こういった、今日本にとって一年でも早く導入すべき重要な制度であると考へて、政府の方針を一年前倒しをして議員立法に至つたのでございます。

これがこの消却制度を通じて市場に返されて、それが新たなベンチャー企業や投資意欲旺盛な企業の投資に回っていくというパイプ役を務める。

こういった、今日本にとって一年でも早く導入すべき重要な制度であると考へて、政府の方針を一年前倒しをして議員立法に至つたのでございます。

これがこの消却制度を通じて市場に返されて、それが新たなベンチャー企業や投資意欲旺盛な企業の投資に回っていくというパイプ役を務める。

そこで法務大臣に、今回の二つの改正の評価と

いうか、どういうふうにお考えになつておるか、お聞きしたいと思うのでございます。これは、も

う一足早く通産省が新規事業法、そしてまたこと

になつて郵政省が開発法ということで、ストッ

クオプションについては既にもう進んでいるこ

ろがあるわけございます。今回は、商法そのも

のを改正するということです。これを、も

うなつて郵政省が開発法ということで、ストッ

クオプションについては今までよりもまたさらに踏み

込んでということです。

○塙崎恭久君 ありがとうございました。

そこで法務大臣に、今回の二つの改正の評価と

いうか、どういうふうにお考えになつておるか、お聞きしたいと思うのでございます。これは、も

う一足早く通産省が新規事業法、そしてまたこと

になつて郵政省が開発法ということで、ストッ

クオプションについては既にもう進んでいるこ

ろがあるわけございます。今回は、商法そのも

のを改正するということです。これを、も

うなつて郵政省が開発法ということで、ストッ

クオプションについては今までよりもまたさらに踏み

込んでということです。

○國務大臣(松浦功君) いずれの法案につきまし

ても、我が国の経済の健全な発展に強く影響を与える問題で、極めて意義のある改正だと思つてお

りたいと思います。

○塩崎恭久君 ありがとうございました。

それでは、これから具体的な確認をさせていただきたいと思います。

最初に、労働省にお願いをしたいと思うのですが、けさの参考人のお話の中にも、要は

ストックオプションというものは賃金なのかどうかという議論がございました。仮に賃金だと労働基

準法はどういう関係になるのか。それから、通貨で払わなきゃいけないというこの取り決めとの関

係はどうなのか、こういう点がいろいろな方から指摘をされているわけでございます。

特に、一握りの取締役の場合には余り問題ない

と江頭先生などはおっしゃっていましたが、全従業員とかそれに近い形で、ドイツ・テレコムなん

というのは大体半分ぐらいの人が、何万人という

人たちがオプションを与えられているという例が

あるわけであります。そういうようなケースを含めて、このストックオプションを賃金と見るかど

うか、お答えをいただきたいと思います。

○説明員(小泉万里子君) わかりました。お答え申し上げます。

今回の改正商法に基づいて行なわれますストックオプションから得られる利益は、それが発生する

時期及び額ともに労働者の判断にゆだねられていいわけであります。そういうようなケースを含めて、このストックオプションを賃金と見るかど

うか、お答えをいただきたいと思います。

○説明員(小泉万里子君) わかりました。お答え申し上げます。

今回の改正商法に基づいて行なわれますストックオプションから得られる利益は、それが発生する

時期及び額ともに労働者の判断にゆだねられていいわけであります。そういうようなケースを含めて、このストックオプションを賃金と見るかど

うか、お答えをいただきたいと思います。

○塩崎恭久君 今、ストックオプションは賃金ではないというお答えをいたしましたが、なぜございま

ります。

○塩崎恭久君 今、ストックオプションは賃金で

はないというお答えをいたしましたが、なぜございま

ります。そうはいながら、いろいろな運用の仕方が

あると思うので、これは運用の面でやっぱり我々はウオッチをしていかなきゃいけないのかなと、

こんなふうに思っております。

以下、あと大分項目が多いので、提案者を含め簡潔にひとつお答えをいただきたいと思うわけでございます。

まず第一に、ストックオプションを付与する場

合の問題でございますが、氏名あるいは株式の数

とか譲渡の価額とか、かなり具体的に随分書いて

あります。中でも特に、例えばオプションプラン

的に株主総会で決めて、あとの中身をまた取締役

会に授権をし得るかどうかという問題で、例えば採用予定者であるとか、あるいは課長以上という

決め方をしていたら年度途中で課長になつた人とか、そういうことが可能かどうか、提案者にお聞

きしたいと思います。

○衆議院議員(保岡興治君) この氏名等の事項を

総会決議事項にいたしました趣旨からいって、こ

れは、ストックオプションプランがより明確な形

で示されて、その結果株主が正しい判断ができる

基礎資料ということです。何も氏名

を全部、固有名詞を固定的に明らかにしないとい

う趣旨ではないというふうに考えております。

したがって、年度途中で身分資格を取得して、

その身分資格等がストックオプションの対象にな

る理由等がわかるような明示の仕方がきちっとさ

れていれば、予定者であれ既に会社に存在する者

であれば、それは必ずしも氏名を明確にすることま

で求めていません。

○塩崎恭久君 わかりました。

次に、たしかワラント方式のものは譲渡できな

いということになつていたと思ひますけれども、

問題は、このストックオプションを相続あるいは

生前贈与など特定の場合、近親者とか身近な人に

移転することができるかという問題について提案者にお伺いしたいと思います。

○塩崎恭久君 思に基づくものでない権利の移転でございます。そうはいながら、いろいろな運用の仕方が

あると思うので、これは運用の面でやっぱり我々はウオッチをしていかなきゃいけないのかなと、

こんなふうに思っております。

定款に定めがあり、正当な理由があるときは取締役または使用人に新株引受権を与えることができ

るというふうに書いてあるわけです。この二百八

十条ノ十九に言う正当な理由、たしかけさの参考

人の質疑にも入つてましたけれども、こ

れを定款に記載する必要はないというふうに解釈

ができるかどうか、この点はいかがでしょうか。

○衆議院議員(保岡興治君) 正当の理由があるときには、該当するかどうかということについて、個別

具体的な事情をこれは株主総会で判断をしていた

だくという趣旨でそこに要件として定めたもので

あって、必ずしも定款にその正当の理由の記載は

必要ありません。

○塩崎恭久君 これも同じくストックオプショ

ン、施行期日を見ますと、自己株型はこの六月一

日というふうになつてているわけでございますけれ

ども、法案を見ますと、ワラント型の方は施行日

を本年の十月一日とというふうに書いております。

恐らくこの六月にはたくさん株主総会が行わ

れることになると思うわけでございますけれども、

このワラント方式によるストックオプション

に関する決議を十月一日の前に開催される株主総

会において行なうこととは認められないのではないか

と私は思ひますけれども、その点はいかがでございましょうか。

○衆議院議員(保岡興治君) それは、塩崎委員の御指摘のとおり、認められない。ワラント方式は

主としてベンチャーカンパニーのストックオプショ

ン制度でございますので、それらは必ずしも六月

に多い定時株主総会ということを頭に置かなくて

も、制度の運用は十分前倒しの意義を果たしてい

ける環境にあると思います。

年度に権利付与時に取得した株式、金庫に入つて

いるわけですね、そのうちのいまだに取締役であ

るとかあるいは使用人に譲渡されていないものを

今年度の権利付与の対象として流通、充実すると

いうことができるのかどうか、いわゆるブラック

ティカルなお話をございますけれども、こういう

場合の解釈はいかがでございましょうか。

○衆議院議員(保岡興治君) ストックオプション

のための自社株の取得、保有は、特定の取締役ま

たは従業員に譲渡するための株主総会の決議に基

づいて認められるものでありまして、しかも、ス

トックオプションの付与は次の定時株主総会の終

結時までにしなければならない。したがって、こ

の時点までにオプションを付与しなかつたとき

は、一般的に言えれば、そのため取得した自社株

は保有する必要がないことになるわけですから、

二百十一条の趣旨に沿つて相当の時期に処分しな

ければならないということになるのでございま

す。

しかし、その相当な期間というの、まあ二、

三カ月か數カ月かということでございますので、

その間に定期株主総会があつて、そこで再びそれ

をストックオプションに利用する旨の決議がき

ちつと株主の意思でなされば、それは必ずしも

排除する必要はない。一たん放出をしてまた取得

する手間を省く意味でもそういう運用が正しい

によって相当の時期に処分しなければならないこととなるのかという問題。

それから、例えばその相手の人が「くなってしまったとか、そういうケースですが、事情によって権利付与の対象の方の人数が減ってしまったと、いう場合とか、それから権利付与の対象者が契約締結を拒否したような場合、この場合にはやはりこの二百十一条の括弧書きによって相当の時期にそれに応じた数の株式を処分しなければならないのか。

いささか細かい話でありますけれども、お答え願いたいと思います。

○衆議院議員(保岡興治君) そういうた付与できなくなつたような事態、それが合理的な理由で発生したものであつて、その相当の期間と「うもの」が次の定期株主総会の時期に当てはまるような場合は、先ほど申し上げた趣旨で新たなストックオプションのプランの対象に私はできると思ひますが、先ほど委員も御指摘のように、それはあくまでも例外であつて、原則として二百十一条の趣旨に沿つてそういう場合は処分すべきものと思います。

○塙嶋恭久君 次は、その消却の方の問題でござります。

定款を変更して取得限度株式数を規定した場合、その限度株式数をすべて買入れない限り再度の定款変更是行うことができるないと考へるべきかどうか。つまり、今回のこの法律では発行済み株式総数の一〇%以内ということになつていますね。これを使いつらいで五%残つてしまつたと、そういう場合に翌年度にまたすぐ一〇%に戻せるのかどうかということを考へますけれども、こういうケースの場合はどうか。

○衆議院議員(保岡興治君) 定款に定められた株式数をすべて買入なくなると定款を変更することができると解します。その場合には、再度定款を変更する時点における発行済み株式総数の十分の一が定款で取締役会に授權できる上限となり、再度の変更前に定款で取締役会に授權されていた

株式のうちまだ買入っていない株式数について数に含めることになると思います。

○塙嶋恭久君 ややテクニカルな問題の確認の最後でございますけれども、消却の場合とそれからストックオプションの場合といずれも上限が一〇%ということになつてござりますけれども、自己株型のストックオプションとそれから自社株消却と同時に並行して実施をするという場合に、それとも十分の一なのか、その辺はいかがですか。

これは当然別物ということで発行済み株式数の五分の一までできるというふうに考えられるのか、それとも十分の一なのか、その辺はいかがですか。

○衆議院議員(保岡興治君) 消却のための自社株取得とストックオプションのための自社株取得は異なる趣旨の制度でございますので、取得し得る株式総数の限度の計算も別々に行う。したがつて、今、塙嶋委員がお詫びになつたことを前提としますと、五分の一までは可能だと。

なお、自社株の消却は商法の第二百十一条ノ二に基づいて行うのが本則でございます。これによ

る消却の方は、株式数の限度は法律上定められていない、これもまた並行して行うことが可能でございます。

○塙嶋恭久君 ありがとうございます。

今のお話を聞きますと、法文だけを読むより

一般的に導入した今度の制度も同じように税の恩典をつけるべきでございますけれども、この点については、オプションを使用するのはまだしばらく先の話でございますので、来年度税制で手当をしようということで、我が党の税制調査会でもそういう方向で検討するということを基本的に認識していただいておりますし、姿形についても基本的にはこの分離課税二六%を基本とすべきではないか、そういうふうに私としては考えております。

しかし、税の公平その他、原則というものがござりますので、そういう調和なども含めて結論を得るものと思っております。

○説明員(伏見泰治君) 税制の関係、今、保岡先

れをこれからどういうふうに、優遇措置を講ずる必要があるんじないかと思います。ですから、ごく簡単に、まず提案者からその必要性それから新規事業法との差異との平仄についてお答えいただき、そして大臣当局の方からこの点についてお聞きをさせたいと思います。簡潔にお願いします。

○衆議院議員(保岡興治君) ストックオプション制度については、やはり税の優遇措置というのが重要な意味を持っておりまして、それは諸外国でもそういうふうに認識されて制度を支える仕組みになつております。

先ほどお話しのように、新規事業法あるいは開発法という先行した通産、郵政両省所管の認定企業の場合は、これは取得時には給与所得ということになるわけでございますが、その時点では課税を実施せずに猶予しまして、株式を取得した後売却する時点で、そのストックオプション行使したときに得た経済的利益とキャピタルゲインもあわせて一緒に課税をする。その場合は、分離課税で二六%、国税二〇%、地方税六%ということでおこないますので、総合課税の六五%の最高税率を頭に置くと相当な優遇措置になるということでござります。

一般的に導入した今度の制度も同じように税の恩典をつけるべきでございますけれども、この点については、オプションを使用するのはまだしばらく先の話でございますので、来年度税制で手当をしようということで、我が党の税制調査会でもそういう方向で検討するということを基本的に認識していただいておりますし、姿形についても基本的にはこの分離課税二六%を基本とすべきではないか、そういうふうに私としては考えております。

もう時間でござりますのでやめたいたいと思いますけれども、いずれにしても、今大蔵省からお話がありましたように、特例法ではなくて全般的に一般的にストックオプションを導入するということでもござります。そういうことでもござりますから、税に限らずいろいろな面で影響が出てくるわけでございますから、我々としては、健全なる経済といいましょうか会社社会というものをつくるために、けさほども随分出てまいりましたディスクロージャーの問題、あるいは不正行為に対する罰則等々、そういう大きな枠組みも考えながらやらなければいけないと思っているところでござります。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○浜四津敏子君 平成会の浜四津でございます。

午前中に参考の方からも御意見が出ました、

また商法学者の二百一十五名の方々の声明にも出来ましたけれども、今回の立法のプロセスにおける問題点、これは中身がまあ仮にきちんとしているとしても、あるいは結果がオーケーであったとしても、それであれば手続はどうでもいいということではありますんで、民主主義におけるデュープロセスというのは非常にそれ自体が価値を持ついる大変重要なことでござりますので、この手続について質問させていただきます。

商法学者の方々二百一十五名がこぞって声明を出されるというのは非常に例がない、異例なこと

であると思います。これは、午前中の参考人の方

の発言にもありましたけれども、内容については

それそれさまざまの意見があると。しかし、この

手続については、オープンで自由な論議がなされ

ないままに強行された改正であると、問題は学者

外しや法制審議会外にあるのではなくて、改正

主あるいは債権者の意見を代弁する学者とかある

作業の密室性それ自体にある、声明文の中にもそ

うあります。

ともかく、一部の関係者のみの意見だけで、株

主あるいは債権者の意見を代弁する学者とかある

いは法律実務家の意見述べる機会も与えられない

かった、大変不透明で秘密主義的な印象を禁じ得

ない、こういう批判がなされているわけでござい

ます。また、この学者の方々の御意見の中では、

情報十分に国民に公開して、法学研究者とかあ

るいは法曹実務家等の意見も十分に踏まえて、

種々の法的問題を検討した上でなされるのであれ

ば、議員立法による商法改正に反対するものでは

ない、我々が危惧するのは、今回のような不透明

かつ法的問題の検討が十分になされないままの商

法改正である、こういう批判がなされておりま

す。そこで、今回の議員立法に至った経緯と背景について、まず御説明いただきたいと思います。

○衆議院議員(太田誠一君) 浜四津議員の御質問

でございますが、まず、この法案については、平成六年度の商法改正で、自社株を取得し、消却あるいは従業員持ち株会に対して譲渡できるとい

う、全面的に禁止されておりました自社株取得について初めてそこで穴を開けたということですございます。

私は議論をするとすれば、一部について自社株

取得を認めることで一番大きな改正であつたと思

うと思うわけです。その延長線上として、従業員

持ち株会、従業員の持ち株制度に対する事柄のほ

かに、取締役にもストックオプションという形で

もって自社株を取得してそれを与えるチャンスを

与えるということになります。

では、これは十分の一についてのみ取締役会によ

だねるということですござしますから、これは本質

的に内容が平成六年度から変わったということ

ではない。いずれも延長線上のことだろうと思って

おります。

そうして、今の商法学者の方々の批判

のは、私は、法制審議会を通していろいろな問

題で、これは行政府の問題であつて、内閣の問題であつて、それは法務大臣がそこに諮問

するかしないかということは法務大臣の裁量によ

だねられていることだと思います。

特に今回の場合は、例えば参議院の法務委員会

で審議をされる中で、既に午前中も商法学者の

方々の意見を聞いておられるわけでござります

ので、私は、こういう国会の委員会で審議をしてい

ることこそがまさに開かれた審議であつて、そこ

に出てくる前に自分たちが聞いていないといふ

ことを議論するというのいかがなものかといふ

うに思っております。

また、自由民主党の中での手続から申し上げれども、報道関係者やあるいは実務家の意見も聞

べきまして案を練ってきたところでございます。そ

して、ことしに入りまして、政府側もこの一年間

の間にストックオプションを導入する、規制緩和

の一環としてということだと思いますけれども、

たということにすぎないわけでござります。

報道されなかつたことをもつて密室であるということ

は、これは全く見当違いの批判だと思っております。

ただ、商法学者の方々の意見は、本来、私もよ

くお聞きをして参考にすべきことだと思っており

ますので、ここできょうお聞きをいただいたこと

は私は幸いだつたと思っております。

○浜四津敏子君 さまざまなお答えをいただきます

ので、それぞれの項目別に後でまた具体的にお

聞きいたします。

私たち参議院で参考人の方の御意見を伺おうと

いうことにいたしましたのは、これは、こういう

リットをどう判断するかというのは、これは政治

の問題であります。時間が短過ぎたと

いうことは、御批判は幾らでも、それはそのとお

りだというふうに認めるわけでござりますけれど

も、短時間で済ますということのメリットとデメ

リットをどう判断するかというのは、これは政治

家の判断だというふうに思つております。手続き

も、時間が短かっただということはそのとおりだけ

れども、何か手続を誤ったとか、密室であったと

いうことはない。

例えば、各党で審議をしておることを、その内

容を我々が隠したというなら別でありますけれど

も、自民党の中での論議については新聞記者にも

いつでも内容について説明をいたしております

し、またこういうところで現にこのやりとりを聞

れども、何か手続を誤ったとか、密室であったと

いうことはない。

そこで、私は、このことについてお尋ねいたし

ますので、それが全くそういう機会がなかった

ことがあります。それが全くそういう機会がなかつた。しかも、商法というのは日本の六法、最も大事な基本法の一つでありますから、それについて

改正がなされるという場合には、さまざまな影響

が出てくるわけですから、それは当然に学者の意

見も聞かなくてはいけない、また実際に実務をし

ている人の意見もやっぱり聞くべきだ、こういう

ふうに思います。

参考人の方に来ていただいたのは、そういう機

会がなかつた。そして、衆議院でも趣旨説明から

行なわれてまいりましたけれども、それは法律の専

門家の間の話であつて、広く全国民に対してこの

ような問題はこうなっていますということを、も

しそれが報告されることすれば、これはテレビとか

新聞とか一般的の報道機関のことであつて、一般の

報道機関が関心がなければ報道しないわけであつ

て、我々が隠したのではなくて、報道されなかつた

ただ、今回の議員立法のこういうプロセス、こ

ういうやり方を先例として同じやり方でまたさらりと別に議員立法を進めよう、こういう動きがあるというふうに報道されております。特に、株主代表訴訟についての法改正についてこうした危惧の声があります。

例えば、先ほどの商法学者の方の意見の中でもこういう部分があります。

それでは、今回の商法改正の真の狙いは何なのだろうか。経済界には、株主代表訴訟制度を事実上困難にさせるため商法を早急に改正するべきとの声がある。これを経済界と一部の官庁だけが関与する形で実現させるための地ならしこそが、今回の改正のやり方ではないかと私たちは考えている。

こういう危惧を持たれております。

そして、この方はまたさらにこうおっしゃっております。

今回の立法方式は決して繰り返されることはならない。仮に株主代表訴訟制度に問題があるとしても、ことはわが国企業社会の将来像の根幹にかかる問題であるから、国民各層の意見が広範に取り上げられるべきである。

また、別の声明ではこういふうに言わられております。

わわれわれが更に危惧するのは、今回の商法改正を推進した経済界の一部に、株主代表訴訟を

度の変革が行われては決してならないと考える。

こうあります。

また、これは新聞報道によりますと、「自民党は今後、経団連が「取締役の負担が重すぎる」という部分があります。

うちで、この株主代表訴訟制度というのも重要な制度である。したがって、この間の改正は、八千二百円での訴訟が提起できるようになります。そこで、社会でこの株主代表訴訟として改革を求めている株主代表訴訟の見直しに乗じて、急激に株主代表訴訟がふえる傾向があります。そして、社会でこの株主代表訴訟がござります。最近のいろんな経済不祥事の問題が出てきております。それが本当かどうかというのを私たちははかりませんけれども、少なくともそういう声が上がり出している。そういう危惧の声があるということがあります。そこで、この株主代表訴訟につけては、私たちやはりこれは真剣に真正面から受けとめなくてはいけないんだろうと思います。

この株主代表訴訟についてこうした危惧があることについてはどのようにお考えですか。

その前段階の地ならしなんだという危惧の声があることについてはどのようにお考えですか。

○衆議院議員(保岡興治君) 先ほど私からも申し上げましたし、また太田誠一議員からもお話をございましたが、このたびの議員立法は、かねてから規制緩和の一環として経済界から強い要望がずっと出ていて、検討してきた問題でございま

す。

この前段階の地ならしなんだという危惧の声があることについてはどのようにお考えですか。

○衆議院議員(保岡興治君) 先ほど私からも申し上げましたし、また太田誠一議員からもお話をございましたが、このたびの議員立法は、かねてから規制緩和の一環として経済界から強い要望があ

ります。

今回も法改正のプロセスが株主代表訴訟改正の前段階の地ならしなんだという危惧の声があることについてはどのようにお考えですか。

その前段階の地ならしなんだという危惧の声があることについてはどのようにお考えですか。

○衆議院議員(保岡興治君) 先ほど私からも申し上げましたように、自民党的法務部会などでどう法改正していくかという提案も、テーマも出されておりました。したがって、太田議員が先ほど申し上げましたように、自民党的法務部会などでどう法改正していくかという提案も、テーマも出されておりました。したがって、太田議員が先ほど申し上げましたように、自民党的法務部会などでどう法改正していくかという提案も、テーマも出されておりました。したがって、太田議員が先ほど申し上げましたように、自民党的法務部会などでどう法改正していくかという提案も、テーマも出されておりました。

その中に、おっしゃる株主代表訴訟の問題を申上げました。したがって、太田議員が先ほど申し上げましたように、自民党的法務部会などでどう法改正していくかという提案も、テーマも出されておりました。したがって、太田議員が先ほど申し上げましたように、自民党的法務部会などでどう法改正していくかという提案も、テーマも出されておりました。したがって、太田議員が先ほど申し上げましたように、自民党的法務部会などでどう法改正していくかという提案も、テーマも出されておりました。

その中に、おっしゃる株主代表訴訟の問題を申上げました。したがって、太田議員が先ほど申し上げましたように、自民党的法務部会などでどう法改正していくかという提案も、テーマも出されておりました。したがって、太田議員が先ほど申し上げましたように、自民党的法務部会などでどう法改正していくかという提案も、テーマも出されておりました。したがって、太田議員が先ほど申し上げましたように、自民党的法務部会などでどう法改正していくかという提案も、テーマも出されておりました。

その中に、おっしゃる株主代表訴訟の問題を申上げました。したがって、太田議員が先ほど申し上げましたように、自民党的法務部会などでどう法改正していくかという提案も、テーマも出されておりました。したがって、太田議員が先ほど申し上げましたように、自民党的法務部会などでどう法改正していくかという提案も、テーマも出されておりました。

ういう中で、この株主代表訴訟制度といふものも会社の経営陣のあり方にについてこれをチェックする必要があります。したがって、この間の改正で、八千二百円での訴訟が提起できるようになります。

三ヶ月前章先生は、かねて法制審議会の重要なメーリーでもあります。そこで、社会でこの株主代表訴訟がござります。そして、社会でこの株主代表訴訟がござります。最近のいろんな経済不祥事の問題が出てきております。これが本当にどうかという声が上がっています。そこで、社会でこの株主代表訴訟がござります。そこで、社会でこの株主代表訴訟がござります。

三ヶ月前章先生は、かねて法制審議会の重要なメーリーでもあります。そこで、社会でこの株主代表訴訟がござります。最近のいろんな経済不祥事の問題が出てきております。これが本当にどうかといふうに考えておられます。

三ヶ月前章先生は、かねて法制審議会の重要なメーリーでもあります。そこで、社会でこの株主代表訴訟がござります。最近のいろんな経済不祥事の問題が出てきております。これが本当にどうかといふうに考えておられます。

三ヶ月前章先生は、かねて法制審議会の重要なメーリーでもあります。そこで、社会でこの株主代表訴訟がござります。最近のいろんな経済不祥事の問題が出てきております。これが本当にどうかといふうに考えておられます。

三ヶ月前章先生は、かねて法制審議会の重要なメーリーでもあります。そこで、社会でこの株主代表訴訟がござります。最近のいろんな経済不祥事の問題が出てきております。これが本当にどうかといふうに考えておられます。

三ヶ月前章先生は、かねて法制審議会の重要なメーリーでもあります。そこで、社会でこの株主代表訴訟がござります。最近のいろんな経済不祥事の問題が出てきております。これが本当にどうかといふうに考えておられます。

三ヶ月前章先生は、かねて法制審議会の重要なメーリーでもあります。そこで、社会でこの株主代表訴訟がござります。最近のいろんな経済不祥事の問題が出てきております。これが本当にどうかといふうに考えておられます。

三ヶ月前章先生は、かねて法制審議会の重要なメーリーでもあります。そこで、社会でこの株主代表訴訟がござります。最近のいろんな絏済不祥事の問題が出てきております。これが本当にどうかといふうに考えておられます。

おわることには、常にそこに自民党的所屬の議員などは内容を公開してだれでも来る状態にしてやつておりますし、それについて報道機関が尋ねてくれれば内容をどんなに詳しくでもしゃべれるようになります。後は、その状態について例えば報道機関がどう反応するか、あるいはそこで聞いたことを載せるかどうかというのは、それは報道機関の判断でありますので、我々はオープンな手続きをきちんと踏んできてるということを再度申し上げたいと思います。

浜四津先生は私と同じ立場なんですから、もしまうときは、浜四津先生は浜四津先生のグループで、あるいはきょう現に行われたように、こういう場所で御意見をお聞きになることがこれが本当の開かれた手続だと私は思つております。

先ほど株主代表訴訟についてお話しになりましたけれども、株主代表訴訟の今の制度がいいか悪いかということと自体も、これはいいと思う人もいるし悪いと思う人もいるわけでありますから、それは国会であるいは各政党において議員が議論をするべきいいのであって、あらかじめ、代表訴訟について法改正をしようとしているのは、あしき意図に基づくものだということは決して言えないわけであります。

そういう、何がよくて何が悪いかということを議論するためにここはあるわけであって、しかもこの国民主権の日本の国においては、国民を縛ることになる法律や制度をどうするかということは、国民からゆだねられた我々議員がその責任を負っているわけであって、その我々議員がどれだけ熱心に広く各界の意見を聞くかということは、我々の裁量に任されているというふうに思つてござります。ですから、商法学者の言つてることは、私は憲法をよく読まない人の議論だらうと思つてゐるわけであります。

○浜四津敏子君 今、私が密室だとかあるいは秘密主義だこう言つてゐるというのではなくて、

日本のこの分野の専門の商法学者の方々のほとんどが受けとめているということ 자체が問題ではないかというふうに申し上げたわけです。それから、学者の意見はこういう形で国会の場で議論すれば、意見を聽取すればいいではないかという御発言もありましたけれども、既に法案の内容が全部固まってしまった後で意見を聞くというのでは、「これは十分にその意見を反映する」というふうに思っています。

時間がありませんので、この点につきましては、また議論をさせていただく機会がありました。この議員立法のあり方、立法のあるべき姿につきましては、新聞によつては、今回の議員立法を歓迎するという社説もありましたし、また一方で今の商法学者の方々と同じ意見のもありました。今のお答弁の中にもありましたけれども、どうも審議会の審議の手続には問題が多い、あるいは審議会の手続を経てないと時間がかかる、こういう批判があるということがありましたが、それはちょっと誤解もあり、また審議会一般についての基本論を述べておられると思いますので、特にこの基本法の立法、改正を審議する法制審議会について質問させていただきたいと思います。

まず、法務省に伺いますが、法制審議会では、この商法改正につきましては当然検討されてこられたわけで、情報によれば、まず優先順位として会社の合併・分割法制の見直し、その次がストックオプションの制度の検討。確かに会社の合併・分割、これは今国会に改正案が出ております。ストックオプションにつきましては、一年間調査をした上で、検討を経た上で次期通常国会に提出する、この予定で審議を進める、こういう予定になつていています。それはやはり優先順位で、そう決められたというところからいたしますと、それを飛び越えて突然にストックオプションが出てきました、調査も余り十分でない、法制審議会にとっては検討も余りしていない、こういうことになるんだろうと思ひますけれども、法制審

議会としてはこれまでストックオプションについては具体的にどういう審議、検討をされていらっしゃったか。

○政府委員(濱崎恭生君) 御案内のとおり、平成六年の商法改正におきまして自己株式の取得規制の緩和の改正を実現させていただいたわけですが、その審議は平成四年から始まりまして、その検討の対象としてストックオプションの導入についても取り上げられたわけでございます。その中で、平成五年一月には、いわゆる問題点といふものを公表して各方面の意見を伺つたわけですが、その問題点の中にはストックオプションの採用の可否ということについても意見照会が含まれておつたわけでございます。

そういうことでございましたけれども、当時の状況におきましては、実務界においても今すぐこれを使いたいという要請がそれほど大きなものではなかったということ、またそれから、我が国の企業あるいは企業関係者の考え方になじまないのではないかというような意見もあったこと、そういうしたことから、平成六年改正においては取り上げられなかつたということです。

法制審議会としては、その後、現在閣法として国会に提出させていただいております合併制度の改善ということの審議に集中してまいつた、こういう経過でございます。

○浜四津敏子君 法制審議会でこれまで審議してきたこと、あるいは立法のプロセスに関与されたてきた場合には、その手続の中では、例えば審議が一定の段階に達したときにその結果を中間報生として発表して各界の意見を求める、それを意図して聴取した上でまたその意見調整をしてという慎重なプロセスを通常は踏んでこられたんだろうと思います。

この法制審議会と他の審議会との大きな違い、特色がどこにあるのか。一般にこの立法のあり方を議論されるときに、審議会の密室性とかあるいは選選とかいうようなことが議論されますけれども、法務省の方から、この法制審議会と他の審

議会との大きな違いについてあるいは特色について簡単に御説明いただければと思います。

○政府委員(山崎潮君) 法制審議会につきましては、昭和二十四年の六月一日に法務省の附屬機関として設置されたものでござります。

この内容は、法務大臣の諮問に応じまして、民事法、刑事法、その他法務に関する基本的な事項について調査審議を遂げる諮問機関であるということでござります。その調査審議の範囲につきましては、民法、商法、刑法等の実体法、あるいは民訴法、刑事訴訟法等の手続法、それに関します基本法令、こういうものが調査の対象ということで、法務省の所管する法律全般にわたつてゐるわけでござります。その沿革を申し上げますと、明治二十六年に設けられました法典調査会にさかのぼるものでござります。

法制審議会は、他の行政厅に置かれております政策の立案にかかる審議会とはやや性格が異なりまして、法典調査会の流れをくんでいるという影響もございまして、国民生活全般にかかる極めて重要な基本法の制定、改正に関しまして、法典そのものの体系やそれから他の法律との整合性、それからあるいは法理論上の問題点等、さまざまな観点から法務省の立案スタッフと共同して立案作業を行う、こういう性格を持っておりまして、一種の立案準備機関としての性格が非常に強いというのが特色でございます。

○浜四津敏子君 今御説明ありましたように、基本法についてはほとんど法制度の審議事項になつてまいりました。それは、社会の基本法というのは、国民全般の基本的な権利とかあるいは弱者の権利をどこまで守るかとか、そういう根本問題に關係してくるものが多くいためである、こう説明されております。

いずれにいたしましても、他の各省庁の多くの審議会、行政機關のその都度ごとの政策策定を助ける審議会とはそういう意味では沿革もまた使命も目的も大きく異にしているんだろうというふうに思います。

それから、法制審にかけると立法、改正に大変ありました。これは、逆に、例えばP.L法とかあるいは約款規制法とかあるいは有体動産の売買条約の批准とか、こういうことについては遅いやども、要するに経済界にとってどうしてもこれが自分たちに必要と、こういうものについてなかなか進まないとそういう批判が出てくるという面もあります。また、法制審議会自体も、局付検事の方の員数もなかなかかねえない、あるいは予算も十分に法務省は配分がなされていない、こういうさまざまな問題があつて多少時間がかかるということはあるかもしませんけれども、それは基本法の性格上もあり、また早期に改正しようと思えば一生懸命やつてきた例もあるわけですから、必ずしもその批判は当たらないのではないかというふうに思います。

次に、ストックオプション制度導入の前提となる条件ですけれども、これも午前中の参考人の方から種々御意見が出来ましたけれども、その制度導入の前提となる条件が今の日本の中では整備されているのかどうか。証券市場の価格形成が、経営者とかあるいは従業員の努力あるいは貢献をきちんと反映させる健全かつ公正なものになつていなければ、このストックオプション制度というのは十分に機能しないわけです。そういう意味で、証券市場のあり方、あるいは情報開示、あるいは経営の監視の制度等につきまして、このストックオプション制度を今すぐ導入して大丈夫なんだといふけれども、私たちは浜四津先生と同じ国会議員ももうその前提条件は十分整備されているんだといふうにお考えでしょう。

○衆議院議員(太田誠一君) 最後の質問について

はまだお答えがあるでしょうかけれども、今、何か我々が経済界の手先のように表現をされるんですねけれども、私たちは浜四津先生と同じ国会議員が

すから、立法の必要性があるということがあれば、当然それを要望しておられる方々の意見は聞きますけれども、別に我々は経済界の手先としてやっているんではない。あなたと同じ立法府の一員だということでやっておりますので、これは念を押しておきたいと思います。

○衆議院議員(保岡興治君) 今、浜四津委員の御指摘の、ストックオプションの導入の環境条件が整っているかどうかということはどうぞいますが、これはいろいろ不斷の制度の充実強化によって、着々と準備がなされている。確かに、制度だけではなく、日本の経営や経済の環境条件が整備されていくのではなくて、経営者の意識であるとか、逆にまた株主の意識であるとか、そういういろんな要素が一緒になってそういう前提というのは整えられていくものでございますから、今後とも引き続き、そういう条件整備にインセンティブを与えるいろんな制度改革や運用や努力というものを重ねていく必要がある。

しかし、現時点においては、私は、このストックオプション制度を導入する前提条件を欠く状況では決してない。むしろ、必要性が大きいからこそ緊急にこのような議員立法を提案したんだということを申し上げたいと思います。

○浜四津敏子君 ちょっと私も反論させていただきますが、私は太田先生が経済界の手先として一生懸命やっていらっしゃるなんということは少しも思っておりませんで、仮にそうだとしても、日本経済界が日本においては大変重要な立場も地位もあるいは使命も目的も持っているわけですから、それはそれで重要なことだろうと思います。十分にその意見が反映されなければいけない、私はそう思っております。

ただ、一方的にそちらの意見だけが反映されるという立法プロセスだけは、それは避けなければいけない、こういうふうに申し上げただけで、別にそんな手先だなんということは申し上げておりますので、ちょっとと反論させていただきます。

それから、ちょっとと次に進ませていただきます

けれども、自己株式取得につきましては、何度も説明がございましたけれども、商法二百十条で原則禁止、必要な場合に限って例外的に認める、こういうことですと来ているわけでございます。原則禁止の理由につきましては、資本充実を害するとか、あるいは株主平等の原則を害しやすい、あるいは会社支配の不公正を招きやすい、インサイダー取引あるいは株価の相場操縦などの不公平が行われやすい、いろんな理由があるわけです。この自己株式取得の弊害、午前中の参考人の方は、非常に弊害が大きいから、このストックオプションの制度の中でも自己株式方式は認めるべきでない、こういう御意見を述べられました。仮に、自己株式取得の弊害がかなり大きいとしても、それをきちんと防止する措置をとり、しかもその自己株式取得を認める必要性が非常に大きいんだということであれば、法律できちんとその措置をすればいいんだろうというふうに思います。

そこで、その規制がきちんとされているのかどうかについてお伺いいたします。

まず第一に、取得目的による規制、今回はストックオプションの目的、こういうことで認めるわけでございますけれども、問題は、何の目的で取得したのか。これは、手続的に見ますと、確かに株主総会でストックオプションのための自己株式取得を取締役に授權する、そしてその授權に基づいて取締役が自己株式を取得する、こういう手続になる。何の目的かといえば、ストックオプションのためだと、こういう説明になるわけですね。

それでは、この制度のもとで取得した自己株式取得というのであれば、証券取引法上の例えば相場操縦の規定の適用はないことになるのか、それとも誘引の目的があれば、このストックオプション制度のための自己株式取得であっても、それは場合によっては相場操縦の規定の適用があるということになるのか、どちらでしようか。

○衆議院議員(保岡興治君) 自己株式取得型のストックオプションが相場の操縦などの疑いを受け

る余地があるのかという御指摘かと思うんです
が、通常、ストックオプションは、お話しのよう
に、ストックオプション制度の意義に照らして会
社が経営方針として株主の同意を得て実行するも
のでございます。そういうことですから、法律に
よってストックオプションプランというのは氏名
等を決議事項にしたように、総会で明らかにして
株主の同意を得るという形式を踏んでいます。
したがって、オプションプランがいいかげんな
もので、非常に荒唐無稽なものであつて、しかも
その後の実施状況を見ると、とてもストックオプ
ションの制度を実現するためのものでないといふ
ようなことが証拠上明らかになつて、これは相場
操縦としか見れないというようなことになれば、
それは当然証券取引法上の違反とという対象になり
得るものと思いますが、一般的にはそういうこと
は起り得ないのでないかと思っております。
○浜四津敏子君 それでは次に、財源規制に移り
ます。
今回は、配当可能利益の範囲内で自己株式を取
得できると、こういう財源規制があるわけですが
れども、このことによつて自己株式を取得できる
時期というのは何らかの制限を受けることになる
んでしょうか。
○衆議院議員(保岡興治君) そうです。ストック
オプションの株主総会決議後、最初の決算期に關
する定期株主総会の終結時までに取得しなければ
なりません。

○衆議院議員(保岡興治君) ストックオプションの自己株式取得の一〇%の制限の問題ですか。

○浜四津敏子君 はい。

○衆議院議員(保岡興治君) これは、自己株式長期保有の弊害の一つとして会社支配の可能性というのもよく取り上げられるところで、そういうことがないようにするための歯止めとしてこういった一〇%の上限を設けているほか、やはり株主平等の原則を余り広範に侵食することがないよう、ストックオプション制度の意義との調和という点もございます。また、実際に一〇%という額を具体的に決めたのは、既発の認定企業による制度、そういうグローバルスタンダードという観点から決めたものでございます。

○浜四津敏子君 細かい点で申しわけありませんが、発行済み株式総数の一〇%というのは、それほど時点で決めるのか。仮に株式消却が行われた、あるいは新株発行が行われたということになりますと、発行済み株式総数自体の増減が起きるわけですから、この基準時点をお答えいただけますか。

○衆議院議員(保岡興治君) これは、今度の法の趣旨からいって、決議をするときには必ずその要件を満たしていかなければなりません。それともまたこの要件を満たしているものと解するのが正しいと思います。

○浜四津敏子君 次に、取得手続の規制に移ります。この自己株式取得の手続決定権限あるいはその手続ですけれども、これも午前中の参考の方からの御意見として出てまいりましたが、改正法の二百十条ノ一の二項ですけれども、取締役または使用人に株式を譲渡する場合、これは定時株主総会の決議、つまり普通決議が要求されている。それから二百八十九条ノ十九、これは新株発行の場合ですけれども、この場合には、新株発行を授權す

る場合には特別決議が必要である。こういうふうに、片方は普通決議、新株引受権方式のストックオプションについては特別決議と、こういうことになります。

○衆議院議員(保岡興治君) その点については、午前中の大学の先生方の参考人のお話を伺いました。いろいろ考え方には分かれるところだというお話をございました。

○浜四津敏子君 我々は、自己株取得方式のストックオプションは株式の数を変動させるものではないけれども、いろいろ考え方は分かれるところだというお話をございました。

○浜四津敏子君 新株付与方式は、将来それが実行されて市場に出た場合は既存の株主の希薄化を招く、そういう点を配慮して特別決議すべきだと。これは、有利発行方式のワラント債、あるいは有利新株発行の場合に特別決議を要している現行の趣旨と同じように考えていかなければならないということでお話はございました。

○浜四津敏子君 それからもう一つ、手続の点でございますが、これはストックオプションを与える場合、その株主総会の決議事項の中に、改正法二百十条ノ二の第二項三号で、「其ノ取締役又ハ使用者ノ氏名、其ノ者ニ譲渡スベキ株式ノ種類、數及譲渡ノ価額並ニ其ノ権利ヲ行使スルコトヲ得ベキ期間並ニ其ノ権利ノ行使ニ付テノ条件」、これを開示することが必要であると、それから二百八十九条ノ十九にも同じように、

○浜四津敏子君 その二項で、「新株ノ引受権ヲ与フベキ取締役又ハ使用者ノ氏名、其ノ者ニ与フベキ新株ノ引受権ノ目的タル株式ノ額面無額面ノ別、種類、數及発行価額並ニ新株ノ引受権ヲ行使スルコトヲ得ベキ期間」等々を総会の決議事項として明確に掲げらるべき期間と併せてありますと、これは明確にきちんと御答弁を伺っておりますと、これはこの法文の読み方についてはちょっと問題があるんじゃないでしょうか。もう一度御答弁いただけますか。

○衆議院議員(保岡興治君) 商法というのは、株式会社を対象とする法律規制という場合には、これは小さい会社もあれば大きな会社もあるわけですね。実態がいろいろ違います。そういったすべての会社に当てはまるようにこの制度の趣旨をより明確にするために、「氏名」と書いてあるからといってその制度趣旨から、大きな会社の場合には、一々たくさんの中業員の名前をすらすら一万

人並べるとか五千人並べる等を要求していると考える解説をする方が私はおかしいのであって、小さい会社の場合は、それら氏名を一つ一つ明らかにすることでプランが明確になるということがあ

「取締役又ハ使用者ノ氏名」と、こういうふうに法文上は書いてあるけれども、一定の役職以上の者に与えると、こういうこといいんだ、あるいは取締役何名ということでも構わないんだというふうな御答弁があったように思えんです。それは、法律の法文上「氏名」と明確に書いてあるわけですから、これは法律の解説上としては、一定の役職以上の者は合計何名で合計幾らと、どういう理由なんでしょう。また、これを整合性を持たせるということで再検討されるお考えがおありなんでしょうか。

○衆議院議員(保岡興治君) その点については、午前中の大学の先生方の参考人のお話でも、いろいろ考え方には分かれるところだというお話をございました。

○浜四津敏子君 我々は、株価操縦やその他不正当な手段として使われているのではないかということを、求める決議の対象としてその程度の明示でいいんだといふことは、この条文からは到底読めないわけですが。もしも抽象的なものでいいんだというのであれば、最初からこの条文にそのことを書くべきであって、こういうふうにきちんと「氏名」と書いてある以上は、個人の氏名を当然総会の決議事項にすると、これが法律の解説としては当然であるうというふうに思います。

先ほども何度も出てまいりましたけれども、このストックオプションの制度が十分に機能するためには情報開示が必要であると、こういうお話を何度も出ました。なるべくグローバルスタンダードに近づけようと、こういうお話をありました。アメリカでも先ほど参考の方からもお話をありましたけれども、これは明確にきちんと明示されている。

○浜四津敏子君 これは、この法文の読み方についてはちょっと問題があるんじゃないでしょうか。もう一度御答弁いただけますか。

○衆議院議員(保岡興治君) 商法というのは、株式会社に当たてはまるようによくこの制度では権利を付与されたらもうすぐにも行使できる、理論上はそういう制度になつております。その場合には、会社への貢献度と関係なく、一定の行使禁止期間を置くこともなく、すぐにオプションを行えます。

○浜四津敏子君 そうなりますと、インセンティブ報酬の一つとしてこのストックオプション制度を認めるんだ、こういう御説明がありましたけれども、一定の行使禁止期間も全く置かない、もはつたらすぐにでも権利行使できる、そして売却もできるという制度にするというのは、制度の趣旨と少し外れるのではないかと思います。この点については、短期間行使も認める、こういう御趣旨なんでしょう。

か。
○衆議院議員(保岡興治君) ストックオプションについて権利行使して取得をすれば、それを市場に放出して換金するということはすぐできるという趣旨でございます。それは、市場を通じて将来的業績向上により利益を得る、それをインセンティブにして日本の企業やひいては証券市場あるいは経済を活性化していくという趣旨でござりますから、むしろそれを一定期間保有していなきや放出しちゃいけないよという制度の方が固定化していく、この制度の趣旨に同じないと考えます。

○浜四津敏子君 次に、保有規制に移らせていただきます。
○衆議院議員(保岡興治君) 会社は、その自己株式についてどういう権利を有するのか、あるいはまた行使できるのかに関してでございますけれども、商法三百四十一條二項は、自己株式について議決権がない、これを規定しております。また、利益配当請求権がない、こういうことについても明文を置いておりますが、そのほかのいわゆる自益権については、自社株についてはどういう権利が認められるのかあるいは行使できるのか、御説明いただけます。

○衆議院議員(保岡興治君) 自社株というのは今まで例外でございましたが、こういうふうに一般的に取得できる道が開かれれば、そういう問題もいろいろの解釈を明確にしていかなければなりません。その点については法律技術的なことでござりますから、今までの制度にかんがみてどうだといふことを法務当局からお答えていただきたいと思います。

○政府委員(濱崎恭生君) 御指摘の問題は、先般の平成六年の商法改正によって、いわば自己株式の対象者や株式の種類、株式数、譲渡価額、発行価額、権利行使期間及び権利行使についての条検討されるべき問題であったと考えております。今御指摘のありました議決権が認められないとことについては從来から規定がございました

が、平成六年の改正の際に、利益配当請求権がどうなるか、中間配当とかあるいはいわゆる建設利息の請求権も同様でございますが、そういう問題についてこれは明文化する必要があるだろうと

いうことで、そういった利益配当請求権等についてはこれを認めないという改正規定を加えたわけでございます。

そのほかの問題については、御指摘のとおり、解釈にめだねられているわけですが、例えば株式分割といったようなことに関して言えば、「これはもう株式が分割されるわけですので、当然持ち分が動くというのはおかしいということで、解釈上

当然に認められるというふうに考えられます。また、そのほかの議決権以外の共益権、それから会社が解散した場合の残余財産分配請求権、こういったものは性質上当然に自己株については認められないという解釈がされているところでございます。そういうことについては解釈にめだねまして、そいつたのではないかと考えられて、そういう大過ないのではないかと考えられて、そういう手だけでがされたわけでございます。

○浜四津敏子君 次に、保有する自己株式の開示

については、お伺いいたします。これは、消却特別法には定めがありますけれども、いざれにいたしましても、権利の行使がなされなければ十年間は保有していなければならぬ、そういう義務が生ずるわけでございます。現行法は、保有する株式というものは貸借対照表の「流動資産」の部に他の株式と区別して記載しなければならない。こう規定されておりまして、それ以上の計算上の処理はこの計算書類規則には示されていないと理解しております。

会社の業績がいいときはいいわけですから、も、業績が不振になりますと保有する自己株式についても価額は下落するわけで、そういう意味で取得後初めて開催される株主総会に報告しなければならないという規定をむしろ入れるべきではないかと思いませんけれども、いかがでしょうか。

○衆議院議員(保岡興治君) ストックオプションについては、有価証券報告書等において該権利についての内容、つまり株式の種類、株式数、譲渡価額、発行

付与状況の開示が十分にされる一方、午前中もいろいろ議題になつておりますけれども、総会に提出する必要的な書類の中にその開示を求めるところの他運用によって行われている業務報告書その他においても、恐らくストックオプションの制度の意義を高めて、会社がより広く会社の評価というものを市場における株価ということで評価してもらおうというふうに、株価の評価ということで通じて会社というものの経営の評価をしてもらおうという傾向は今後ますます強くなってくると思いますので、経営者側の意識としてもできるだけ開示をしていくとなると思います。

また今後、法の整備においても、よりディスクローズが徹底していくよう努めをしていくべきものと考えております。

○浜四津敏子君 次に、自己株式の会計上の処理についてお伺いいたします。

○浜四津敏子君 次に、自己株式の会計上の処理についてお伺いいたします。

今回の改正案では、取得後の自己株式を、いわゆるひもつき金庫株などと言われておりますけれども、いざれにいたしましても、権利の行使がなされなければ十年間は保有していなければならぬ、そういう義務が生ずるわけでございます。現行法は、保有する株式というものは貸借対照表の「流動資産」の部に他の株式と区別して記載しなければならない。こう規定されておりまして、それ以上の計算上の処理はこの計算書類規則には示されていないと理解しております。

会社の業績がいいときはいいわけですから、も、業績が不振になりますと保有する自己株式についても価額は下落するわけで、そういう意味で取得後初めて開催される株主総会に報告しなければならない。こう規定をむしろ入れるべきではないかと思いませんけれども、いかがでしょうか。

その際に、流動資産の部としておくのか、あるいは二十二条の長期保有の株式の欄に書くのか、この点についてはこの法律案の成立を前にして私どもも検討しているところでございます。

その際に、流動資産の部としておくのか、あるいは二十二条の長期保有の株式の欄に書いては規定がございません。一般的には、書くのか、この点についてはこの法律案の成立を前にして私どもも検討しているところでございます。

○浜四津敏子君 それでは次に、損益計算書の関係ですけれども、現行の計算書類規則では、損益計算書上の自己株式の売買の損益の記載方法につきましては規定がございません。一般的には、書くのか、この点についてはこの法律案の成立を前にして私どもも検討しているところでございます。

その際に、流動資産の部に記載されているのが実務の実情だろうと思われます。しかし、今回こういう制度が導入さ

ることになりましたら、この自己株式の取得あるいは処分による損益の状態というのをやはり個別に明瞭にするべきである。そういうニーズが生じてくるんだろうと思います。この特別損益の部にこれも別項を設けて記載するということが必要なのではないかと思いますけれども、そういう方向で御検討はなされてるんでしょうか。

○政府委員(濱崎恭生君) 御指摘の点につきましては、これは自社株を取得原価で会計帳簿上記載するということになりますから、基本的にはその変動は生じないということであろうと考え方です。そういうことでございますので、自社株を保有していることに基づく損益というものがどういう形であらわれてくるのか、これは必ずしもそういう形であらわれてくるものではないのではないかというふうに考えておりまして、その点について損益計算書の記載方法について今具体的な検討をしている状況にはございません。

○浜四津敏子君 それでは次に、営業報告書です

けれども、これも営業報告書上の自己株式の記載方法については規定がございません。しかし、当該営業年度中に取得した自己株式につきまして、

取得の事由とか種類あるいは数量、価額とかとい

うような、こういう取得保有の状況あるいは処分

の状況につきましては営業報告書上に開示させ

る、これも情報開示の観点から必要ではないかと考えられます。その意味では、今回の改正に伴う計算書類規則の整備というのは、これから検討と

いうことなのかもしれませんけれども、こうした

点についてもぜひ整備を進めていっていただきたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○衆議院議員(保岡興治君) 現行法上も計算書類規則四十五条一項八号の二において、自己株式を取得した場合には、取得したものの種類、数及び取得価額の総額、相対取引により取得したときはその売り主、処分したものとの種類、数及び処分価額の総額、決算期において保有するものの種類及び数を、取得の事由ごとに営業報告書に記載しな

ることになります。この自己株式の取得あるいは処分による損益の状態というのをやはり個別に明瞭にするべきである。そういうニーズが生じてくるんだろうと思います。この特別損益の部にこれも別項を設けて記載するということが必要なのではないかと思いますけれども、そういう方向で御検討はなされてるんでしょうか。

○政府委員(濱崎恭生君) 御指摘の点につきまし

ては、これは自社株を取得原価で会計帳簿上記載

するということになりますから、基本的にはその

変動は生じないということであろうと考え方です。

そういうことでございますので、自社株を保

有していることに基づく損益というものがどうい

う形であらわれてくるのか、これは必ずしもそ

ういう形であらわれてくるものではない

かというふうに考えておりまして、その点について

損益計算書の記載方法について今具体的な検討

をしている状況にはございません。

○浜四津敏子君 自己株式取得につきまして、

量規制とかあるいは手続上の規制とかさまざま

規制がかけられているわけですか? どう處分

う規制に違反して取得した自己株式の取得の効力

についてはどうのように考えればよろしいんでしょうか?

これまでにも判例等は出ておりますけれども、こうい

うも、会社が会社名義で自己株式取得規制に違反し

て取得した場合のその取得の効力についての御見

解を伺わせていただきたいと思います。

○政府委員(濱崎恭生君) 御案内かと思ひます

が、裁判例としては平成五年の最高裁の判例で、

これが有限会社の自己持ち分の取得の事例でござ

いますけれども、その禁止規定に違反する取得の

無効、これを譲り渡し、譲渡した方から主張す

ることはできないという解釈が示されているもの

がござります。

ただ、これは譲渡人から主張することができる

かどうかということだけございまして、一般的

に禁止規定に違反する取得の効力ということは解

釈にゆだねられているわけでござります。現在の

有力な解釈といたしましては、その取引の時点で

消却することができる旨を定めることができます。

○浜四津敏子君 それでは、利益消却の特例法の

関係で、この三条に「公開会社は、定款をもつ

て、経済情勢、当該会社の業務又は財産の状況そ

の他の事情を勘案して特に必要があると認める

ときは取締役会の決議によりその株式を買い受けて

消却することができます。」とあります。しかし、

「特に必要がある」と認めると

「かぎ」という、この必要性とは具体的にどういう場

合を言つんでしょうか。また、必要性の判断とい

うのはだれがすることになるんでしょうか。

○衆議院議員(保岡興治君) 平成六年の改正で定

時株主総会で自己株式取得消却ができるようになり

ましたけれども、今、非常に経済の情勢が激変す

る時代でござります。株価とか金利とか為替と

か、それは非常によく変化して、その影響を受け

てまた会社の業績も非常に悪くなったり悪くな

たりする。そういうことですので、定期株主総会の

時点での自己株式取得消却をする適切な機会だとい

うことが必ずしも予見できるものではない。

そういうことに対応して、一定の制限のもとに

定款をもって上限を定めまして、特別決議によつ

て取締役会に消却の授權をすると。そして、機動

ければならないこととされているのは、先生の御指摘のとおりでござります。したがって、ストックオプションのために取得した自己株式についても、同様に営業報告書に記載しなければならないことをとする予定であります。なお、営業報告書は、その備え置き及び総会の招集通知への添付により、株主にも開示されるとのことになると思ひます。

○浜四津敏子君 自己株式取得規制に違反して取得された自己株式がある場合に、この自己株式についてはどうするのがいいのか、どう処分すべきか、その処分についての明文の規定はないわけですね。例えばその取得の一定期間、一年とかあるいはもっと短くていいわけですけれども、一年以内に処分するというようなことを義務づけるなどの手当てをする必要があるとはお考えになっておられないでしょうか。

○政府委員(濱崎恭生君) 自己株式の処分につきましては、一般的な規定として二百十一条の規定についてはどのように考えればよろしいんでしょうか? これまでにも判例等は出ておりませんけれども、これまで判例等は出ておりませんが、解釈上当然に、違法に取得したものの取り扱いは、違法に得たものについては解釈がかかるべきものというふうに解されることがあります。

○浜四津敏子君 それでは、利益消却の特例法の規定についてはどのように考えればよろしいんでしょうか? これは有限会社の自己持ち分の取得の事例でござりますけれども、その禁止規定に違反する取得の無効、これを譲り渡し、譲渡した方から主張することはできないという解釈が示されているもののがござります。ただ、これは譲渡人から主張することができるかどうかということだけございまして、一般的に禁止規定に違反する取得の効力ということは解釈にゆだねられているわけでござります。現在の有力な解釈といたしましては、その取引の時点での消却することができる旨を定めることができます。ただ、これは譲渡人から主張することができるかどうかということだけございまして、一般的に禁止規定に違反する取得の効力ということは解釈にゆだねられているわけだございます。現在の有力な解釈といたしましては、その取引の時点での消却することができます。「特に必要がある」と認めると、「かぎ」という、この必要性とは具体的にどういう場合を言つんでしょうか。また、必要性の判断といふことは、たぶん、内部留保をたくさんしておいて、経済情勢、当該会社の業務又は財産の状況その他的事情を勘案して特に必要があると認めるときには取締役会の決議によりその株式を買い受けて消却することができます。ただし、株式を重視する経営者がするということで、それは短期的な判断になります。

○衆議院議員(保岡興治君) 「特に必要がある」と認めるときと、「かぎ」という、この必要性とは具体的にどうかということだけございまして、一般的に禁止規定に違反する取得の効力ということは解釈にゆだねられているわけだございます。現在の有力な解釈といたしましては、その取引の時点での消却することができます。ただ、これは譲渡人から主張することができるかどうかということだけございまして、一般的に禁止規定に違反する取得の効力ということは解釈にゆだねられているわけだございます。現在の有力な解釈といたしましては、その取引の時点での消却することができます。ただし、株式を重視する経営者がするということで、それは短期的な判断になります。

○衆議院議員(保岡興治君) 「特に必要がある」という趣旨は、利益処分権はあくまでも株主総会にあるんだよ、したがって、消却をする場合には、本来なら株主総会の決議でやるべきところだけれども、彈力的または臨機応变の対応といふものをする必要もあるから、「特に必要がある」という趣旨はそういう意味で、例外ではあるけれども先ほど言つたように大きな新しい制度として役割を期待している、その両方をあらわした趣旨でござります。

○浜四津敏子君 それでは最後に、税務処理について伺います。

このストックオプションを付与された取締役及び従業員に対する課税がいつの時点でどのような税務処理になるのか、また会社側はどのような税務処理ということになるのかを御説明ください。

○説明員(小武山智安君) お答えいたします。

所得税法は、所得が実現したときをその収入すべき時期としておりまして、ストックオプションにつきましてもその所得が実現したときに課税が行われることになるわけございます。

現在議論されておりまして、ストックオプションにつきましては、具体的に付与されるストックオプションの内容に従いまして、ストックオプションの付与時及びストックオプションを使用したときに、それぞれ経済的利益が実現しているかどうかに応じまして、その実現したものと判定される経済的利益を原則として給与所得として課税することになります。また、取得した株式を売却したときは、株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税または源泉分離課税により課税することになります。

いずれにいたしましても、現在議論されているストックオプションにつきましては、新たな制度でございますし、具体的に付与されるストックオプションの内容の詳細を検討の上、税務上の取り扱いは改めて検討しなくてはならないと考えております。

今御指摘のストックオプション制度は、株主総会の決議を経まして、いわば株主が事前に承諾しているものである。換言いたしますと、株主の株式売買益の取得、これをあらかじめ認識し、かつ承諾をしているというふうに考えられますので、今回この法律が成立いたしますと、それ百六十三条及び百六十四条につきまして適用除外といふ大蔵省令を公布、施行するというふうに考えております。

現在議論されておりましてストックオプションにつきましては、利益供与の時期について、その内容によりまして、ストックオプションを付与した時点で認識しなければいけない場合、またその権利を行使した時点で認識しなければいけない場合

が考えられるわけでございます。

いずれにいたしましても、やはり現在議論されたいいんでしょうか。

それから、自ら株式取得について、取得予定日な制度でございまして、オプション権の譲渡が禁止され、一身専属的な権利となつてること等の

事情があるので、こうした点を踏まえまして、今後税務上の取り扱いを検討しなければいけないと考えております。

○浜四津敏子君 あと二分ありますので、これが本当の最後になりますが、証券取引法について

ちょっとと簡単にお尋ねいたします。

○浜四津敏子君 以上で終わります。ありがとうございます。

○説明員(藤井秀人君) 今、先生がおっしゃった

関係ですけれども、オプションを使用することに

証券取引法の百六十二条、それから百六十四条

三条に言う買い付けに当たるのか、あるいは今度

この株式を売却する場合には売り付けに当た

り、そして報生義務が出てくることになるのかを

簡単にお答えいただけますか。

○説明員(藤井秀人君) お答えいたします。

証取法百六十四条は、会社または株主に会社の

役員等が得た短期売買利益の返還請求権を付与いたしております。また、今、先生おっしゃいまし

た百六十三条におきましては、大蔵大臣に対しま

す売買報告を行うことといたしております。(これ

たしておきます。また、今、先生おっしゃいまし

た百六十三条におきましては、大蔵大臣に対しま

す売買報告を行うことといたおります。

○説明員(藤井秀人君) お答えいたします。

○浜四津敏子君 もう一点だけ。

新株引受け権オプションによって得て、その株式

を売るときには、百六十六条のインサイダー取引

の規制がかかってくるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

それから、自ら株式取得について、取得予定日とかあるいは予定数量、方法等の決定は百六十六条に言つ重要事実に該当すると解釈してよろしいんでしょうか。

○説明員(藤井秀人君) 今、先生がおっしゃった

点、そのとおりでございます。

○浜四津敏子君 以上で終わります。ありがとうございます。

○照屋寛徳君 社会民主党の照屋寛徳でございます。

○説明員(藤井秀人君) 以上で終わります。ありがとうござました。

保岡先生を初め提案者の皆さん、大変御苦労さ

までございます。私は、本法案に賛成をする立場

でございますが、幾つかお教えをいただきたい

と思います。

保岡先生に先にお聞きをしたいところでござい

ますが、法務大臣がお見えでございますので、昨

年、いわゆる銀行・証券業界の不祥事が多発をし

ておりますので、証券市場の公平性、信頼性が保持

されなければならない、また情報公開等による透

明性が確保されることが国民から望まれておるん

だろ、こういうふうに思うわけでありますが、

法務大臣は、野村証券問題などを含めて昨今の金

融・証券不祥事についてどのような所感をお持ち

なのか。また、法務省として、当面、緊急に考え

ておられる対策等がございましたらお教えいただ

きたいと思います。

○国務大臣(松浦功君) ただいま御指摘の各種の

事件につきましては、あつてはならない問題だと

考えております。こんな事件が発生することを非

常に情けないことだと思っております。

検察当局といたしましては、今後ともに刑事事

件として取り上げるべきものがあれば厳正に対処

うものを開発すると同時に、それを支える、企業

は人なりといふ、資金がないとか、あるいはまだ

まだリスクはあるけれども将来大きくハイリターンする可能性のある、そういうところに人を得る

手段としてストックオプション制度が大きな力を發揮して、まさに起爆剤的な役割を發揮してアメ

リカの経済を再生というか蘇生させたと言われて

いるぐらいでございます。

そういう意味で、今回の改正には、ワラント

方式はそういったベンチャーエンターテイメント

企業については、どちらかというと自社

オプション制度の導入によって株式会社の取締役及び使用人の意欲や士気を高める目的が強調されています。あるいはまた、優秀な人材の登用とあります。あるいはまた、優秀な人材の登用とあります。あるいは予定数量、方法等の決定は百六十六条に言つ重要事実に該当すると解釈してよろしくあります。

既にストックオプションを採用している諸外国の事例、もちろんこれはそれぞれ国によって企業風土も違つてくるわけですが、本来、株式会社はいわば資本と経営が分離しているというの他の会社と比べて特徴なわけですが、提案理由でわざわざやっている取締役の士気向上ということについて、提案者のお考えをお聞かせいただきました

わけです。

に必要な会社の人材をストックオプションによって得て、能力主義、実績主義、こういったものを日本の雇用あるいは人事の体系にももつともっと取り入れて、そしてまさに人間の本当にすばらしい能力によって、個性によって、着想によって企業というものをどんどん伸ばしていく力にしようと、というのがストックオプション制度を導入した理由でございます。

そういった趣旨で、これは教育のあり方とも関係するんですが、まさに二十世紀の日本、元気のいい活力のある国をつくっていくために、どう

いう制度がそれぞれ関連し合ってそれをつくり上げていくかということから考えれば、このストックオプション制度は新しい日本に重要な役割を果たすものだというふうに考えております。

○衆議院議員(太田誠一君) 聞かれてもいないのに答えて申しわけないんですけど、資本と経営が分離していることがよいかどうかという話なんですね。

それで、私は、今、野村証券の総会屋に対する利益供与のような問題がしばしば起こってくるのは、株主に対する思いというのが余りにも我が國

は希薄なんではないかと。そのことがむしろ資本と経営を分離させてしまって、資本、つまり株主の方は余り考えないでもいいという風潮があることがむしろいけなくて、経営執行部にいる人たちが、あるいは従業員、幹部の社員の方々がみずから株主になって株主としての痛みを分かち合うようになるということは、いずれにせよこの国の企業の中の責任体制というのをはつきりさせるし、あるいは保岡代議士が今言われるよう活用されることになるというふうに思うのであります。

○照屋寛徳君 太田先生にお伺いをいたします。

先ほどの御答弁の中で、政治の責任それから議員立法の重要性、必要性、そしてストックオプション制度については法制審で検討しておったよ

りも一年前倒しでやるんだという表明がございました。

この「論壇」の中で、奥島総長は、ストックオプション制度は、証券市場の価格形成が取締役や從

事の範囲でお聞かせいただければありがたいなと思

います。

○衆議院議員(太田誠一君) 経済界というよりも、自民党で商法の小委員会を設置いたしましたのは一九八五年のことです。

三、四年前のことです。

そして最初に、講師というか卓話というか、お

いだいただいたのが当時のソニーの盛田会長さんでした。ソニーの盛田さんは二つのことを我々に強く要望したわけでして、その一つがストックオプション制度を含む自社株取得について一部緩和

をしてもらいたい、それと持ち株会社制度のこと

であります。私たちは、そのときに盛田さんから、広く国際社会、特にアメリカやヨーロッパの状態がどうなっているかということをお聞きしま

す。

現在、私は、経済界の、別にどこの団体がどう

だということではなくて、あるいは企業の大小にかかわらず、前向きにやっていこう、あるいは企

業がこれから伸びていこうというところの役員の方々はおおむねどなたも歓迎していただいている

だけというふうに思っています。具体的にどこの会社

の人が喜んでいるかということは、言えば切りが

ないものですから、相当広範囲であるということ

を申し上げておきます。

○照屋寛徳君 午前中に当委員会で江頭、伊藤両

教授を参考人にお招きいたしまして、改正法案に

お聞かせいただきました。

この「論壇」の中でも、奥島総長は、ストックオプ

ション制度は、証券市場の価格形成が取締役や從

事の範囲でお聞かせいただければありがたいなと思

います。

○衆議院議員(保岡興治君) 照屋先生御指摘のとおり、ストックオプション制度にインサイダー取引などのいろんな疑いがかかるような事態になつてはならない、そういうことに対してもきちっと対応しなきゃならないという一方の問題があると思います。

それについては、従来のインサイダー取引規制あるいはその他の不正取引規制というものはストックオプション制度にもそのまま適用になりますし、今後厳格な運用で対処していく必要がありますし、またいろいろ制度を運用しながら将来工夫していくことも必要だと思います。

○照屋寛徳君 インサイダー取引などストックオ

ーション制度の悪用等については、本改正案を私ども社会民主党の法務部会で検討する中で、罰則強化を含む法整備を早期に行う必要がある、こういう取りまとめもあったということをぜひ提案者にも御理解をいただきたいというふうに考えています。

○照屋寛徳君 インサイダー取引等監視委員会が平成四年七月に設立されまして、それ以後告発いたしましたインサイダー取引について御答弁申し上げたいと思います。

それで、これまで発生したインサイダー取引の事例等について報告をしていただきたいと思います。

○説明員(遠本豊水君) 証券取引等監視委員会が

平成四年七月に設立されまして、それ以後告発いたしましたインサイダー取引について御答弁申し上げたいと思います。

まず、当委員会が平成六年十月に告発いたしま

した日本商事の事件につきましては、同社が製造販売しました新薬により副作用で死亡例が発生し

たという同社の重要な事実を知った同社の社員等

いかなきやならない。非常に一方で競争が進む反面、ルールを大事にして、そしてそれをきちっと守って公正さ、健全さを守るという手当でも必要です。そういった意味では、またグローバルスタンダードということも非常に重要なことです。

例えば大和銀行事件みたいに、日本では形式犯とあって軽い取り扱いをなされている虚偽報告など

が外国では厳しく処罰される。そういうことで、

大和銀行事件でミスをしてしまったあの件なども、一気に日本の金融機関の信用を失墜させるよ

うな流れになっていく。

そういう意味で、やはりビッグバンを控えて

証券市場の健全化あるいは公正さを保つ方向につ

いては、いろいろ諸外国の法制度あるいはまた他の

の経済規制などを参考にしながら、新しい日本のルールを大事にする公正な競争社会とは一体何だ

というテーマに向かってきちんと答えを出します

といふことになります。今度、証券取引審議会が六月に答申をされるようになります。

そこで、この改正案が六月に答申をされたときには、そういうことについても留意をされるのではないかと思つております。

○照屋寛徳君 インサイダー取引などストックオ

ーション制度の悪用等については、本改正案を私

ども社会民主党の法務部会で検討する中で、罰則

強化を含む法整備を早期に行う必要がある、こう

いう取りまとめもあったということをぜひ提案者

にも御理解をいただきたいというふうに考えてお

ります。

それで、これまで発生したインサイダー取引の

事例等について報告をしていただきたいと思いま

す。

○説明員(遠本豊水君) 証券取引等監視委員会が

平成四年七月に設立されまして、それ以後告発いたしましたインサイダー取引について御答弁申し

上げたいと思います。

まず、当委員会が平成六年十月に告発いたしま

した日本商事の事件につきましては、同社が製造販売しました新薬により副作用で死亡例が発生し

たという同社の社員等

が、その事実が公表される前に同社の株式を売却されたという事案でございます。また、平成七年二月に告発しました新日本国土工業の事件につきましては、同社の振り出した約束手形が不渡りになつたという同社の重要な事実を知った取引先の銀行等が、その事実の公表前に同社の株式を売り抜けたという事件でございます。また、日本織物加工の株式に関するインサイダーにつきましては、同社が第三者割り当て増資を行うということを決定したという重要事実を知ったその割り当て先の会社の代理人であり弁護士である者が、その事が公表される前に知人名義などを使用して同社の株式を買い付けたという事件でございます。そのほかに、今年の四月になりまして、鈴丹株式及びシントム株式の二件につきましてインサイダー事件で告発しております。委員会設立以来、合計五件のインサイダー取引について告発を行つておるところでございます。

○照屋寛徳君 保岡先生、午前中の参考人のお話を聞いておられたと思いますが、その中で、江頭参考人から、自口株式方式のストックオプションは弊害が多く過ぎる、だから新株引受け権方式で十分ではないかというふうな趣旨の意見が述べられておつたようになりますけれども、提案者としてどういうふうな感想をお持ちでしようか。

○衆議院議員(保岡興治君) 前にも御答弁申し上げたかと思うんですが、ベンチャー企業にはワランクト方式が比較的利用されるだろう、そして成熟企業については自己株式取得方式がなじむのではないかだろうか。これは資金力の差ということもあります。また、市場から株を取得するということは、ROEを高めるとかあるいは余剰資産を他の投資意欲のある企業に流すパイプラインをとるとか、その他持ち合いの解消の受け皿になるとか、株式がそのために取得される分だけ市場でタイトになつて値上がりする分だけ株主の利益につながるとか、そういういろんなメリットもありますので、経済界からはどちらかというと自己株取得型のストックオプションの要請が非常に強い。そつ

○衆議院議員(太田誠一君) 江頭さんがどういうふうに認識しております。

○衆議院議員(太田誠一君) ことをおっしゃったか、私は聞いていないんですけど、自社株を市場で取得して、そしてそれをストックオプションに供するという方が、それはワラントで与えるよりも一般の株主とそれから取締役の立場というのが平等になるんだと私は思っていますので、むしろ自社株取得の方が公平な方法だというふうに思うのです。

○照屋寛徳君 それから、制度導入に伴う監視体制というふうで、先ほどからインサイダー取引の規制のことについても論議がありましたが、要するにストックオプションの権利の乱用が起ころないようにしっかりした監視体制みたいなものをつくるいく必要があるんだろうというふうに思われます。同時に、ストックオプション制度を導入することによって現経営者の会社支配権を維持するのに利用されるんではないか、こういうふうな懸念も制度導入に当たってあるや聞いておりますが、この監視体制の問題については提案者はどのようにお考えでしょうか。

○衆議院議員(保田興治君) 照屋先生のおっしゃる監視体制というのがちょっとよく意味がわからぬんですねけれども、不正取引とかインサイダー取引という不正に巻き込まれない、そういうものに利用されないようにという意味では証券取引委員会などの十分な対応、適切な対応ということになりますし、また、ストックオプション制度がいろいろ適正に運用されて、その目的どおり使われるためには、株主総会の健全な、適正な運営ということもございましょう。また、このストックオプション制度というのは会社の実績を株価にも反映させる一つのインセンティブにもなるわけですが、そういう意味では市場や一般にディスクーローズをするということも非常に大事でありますし、そういうふうな意味では市場や一般にディスクーローズをするといふことは非常に大事であります。

○照屋寛徳君 それから、先ほどの浜四津委員と保岡先生のやりとりを聞いておって、私もまだ納得できないのは、株主総会における決議事項の中で、新株引受権を与える取締役または使用人の氏名の問題です。これは会社の規模の大小を問わず、文字どおり厳格な意味での氏名というふうに理解をして、また、そういうふうに運用すべきではないかというふうに私は思つんですが、もう一度先生のお考えを。

○衆議院議員(保岡興治君) 先ほど浜四津先生は、それならば大きい会社か小さい会社かで書き分けばいいじゃないかというような御指摘をされました。

それは、私が会社の規模あるいは会社の態様にもいろいろあるからと、小さいものから大きいもの、いろいろあるので、できるだけオプションプランが明確になるような趣旨をこの文理の中に込めて法律をつくらせていただいているので、私は、そういった多様な対象に対して制度の趣旨を適用する法文の書き方として決しておかしくないと思うんです。大きい会社、小さい会社といふと、一体どこに線を引くのかということをはつきりしないとまたおかしな法律になってしまいます。それもいろいろ段階があるので、真っ二つに分けて右か左かという法制も難しいわけですかね、私たちがつくった法文で、かつ、申し上げてみるとおりの解釈で対応すれば、この制度は適切に運用される。

むしろ、厳格に解釈して必ず氏名を全部書かなければならぬとする、大きな会社の場合は極めて煩瑣な手続を意味なく求められるという結果にもなる可能性があるし、それから、途中採用予定者とか途中で資格を得る者とか、いわゆるヘッド

○照屋寛徳君 最後に、大蔵省にお伺いいたしました。
ストックオプション制度の導入に伴う税制の問題です。特に、適正公平な課税、こういう観点からどのような対策を考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○説明員(伏見泰治君) 現行所得税制でございますけれども、原則いたしましては、ストックオプションが行使されると、そのときにいわば経済的な利益が得られるわけでございます。したがいまして、給与所得としての課税が行われるというのが原則でございます。

現在、先ほどからいろいろ御議論になつておりますけれども、いわゆるベンチャービジネスの振興というような観点から、特定新規事業実施円滑化臨時措置法等に基づく一定の場合でございますが、特定の事業、特定の会社につきましては、いわばベンチャービジネス税制という形で、一定の限定の中での税制上の特別措置が行われているわけでございます。

現在御審議が行われていますこのストックオプションのいわば一般化ということになりますので、そういたしますと、既存の少數の会社あるいは少數の対象者というのではなくて、多くの企業がいわば広く多数の従業員を対象としたこういうストックオプションというのが今後展開される可能性がございます。そういたしますと、現在の特定のエリアに限りました税制上の仕組みというのが基本的には作用しないということにならうと思います。また、先ほどからの御議論もありますように、そのストックオプションの方式としましても、今までのものとまた違う新たな方式も入ってくる。したがいまして、税制上の扱いといたしましては、改めてそういうたその仕組み全体を含め

まして、もう一回基本的に考えてみたいというふうに思っているところでございます。

技術的、実務的な要素もございますので検討に時間がかかりますが、いずれにしましても、仮に今回のストックオプション制度が導入されるということが決まりましたならば、私どもといたしましては、平成十年度の税制改正の議論に間に合うよういろいろな準備をしたいというふうに思つておるところでございます。

○衆議院議員(保岡興治君) 先生は税制のことでお尋ねですので、実は直接お聞きいただいたことではないんですけども、もう一つの方の自社株消却についての税制も私たちは非常に重視しております。

これについては、平成六年度に定期株主総会における消却の道が開かれたときに、みな配当課税の特例措置、みなし配当課税を凍結する措置を平成十一年三月までとつております。したがって、今度の改正による消却も当然これが適用になるわけでございますが、実は我々はこの三年の时限立法にしたときに、短期に集中してこの消却が進むように誘導するつもりで考えたのでございますけれども、むしろある意味で、ある程度の期間この税制が措置されることで消却制度をぐいぐい動かしていく、日本の株式市場その他、経済環境を変えていく力になる、これもストックオプションの税制と同時に、今回の議員立法のもう一つの税制として非常に我々が重視していることを加えさせていただきたいと思います。

○一井淳治君 提案者の方には、参議院まで御足労いただきましてありがとうございました。

また、政治の力で沈滞した経済を改革していくうといこの強い意欲に対しても、ます敬意を表したいと思います。

ところで、先ほど浜四津先生と提案者の御議論を聞かせていただいたわけでありますけれども、その中に、今回の法案が、株主代表訴訟を事実上困難にするような商法改正を今回と同じ方法で進めようというその地ならしなんだと、たしか浜四

津先生はこの法案を地ならしなんだと表現されたと思います。確かに、五月十四日付の朝日新聞などを見ますと、今回の商法改正の真のねらいとしては、平成十年度の税制改正の議論に間に合うよういろいろな準備をしたいというふうに思つておるところです。

私は、地ならしをするような、単なる地ならしではないんですけども、もう一つの自社株で、その点はまず否定してもらわないと、参議院は衆議院のチェック機能を果たすのですけれども、そんなものが参議院を堂々と通つたら困ります。そこで、もう一遍その辺を確かめさせていただきたいと思います。

○衆議院議員(保岡興治君) 一井先生御指摘のとおり、決して地ならしではございません。私は答

要するに、株主代表訴訟も近年非常にたくさん提起されるようになっております。そして、このことは一方で企業の適正な業務執行を確保する重要な機能を持っていると同時に、会社経営者に対する重大な責任を問う内容になっています。

したがって、この制度にもし問題があるならば、実は昭和二十五年にこの制度が法制化され以来、実際に行われないものですから、その検討も十分なされてこなかった。

しかし、ここに来て、制度を使って訴えが一気に起つてきた。そうすると、この制度の問題点は、やはり制度の問題点であります。中には、この際、一緒にわざと出しあうという意見もありましたけれども、もともと別の話なんだからこれは別々に分けてやるべきだということで、独立の課題として今取り扱っております。

○一井淳治君 長い御説明をいただいたわけでもありますけれども、ここは論議の場でありますか

から申し上げたように、これも一年も二年もかけてやるべき趣旨ではないと我々は考えておりませんので、ぜひ来年の通常国会には間に合つようになります。これに対して、私は耳を澄ませておったんですけれども、そうじゃないんだと否定する。否定の御回答がなかつたというふうに思つておるんです。

それから、議員立法したことに対するいろいろな御批判も学者の先生からございましたけれども、今どちらかというと議院内閣制をとる日本は、右肩上がりで一つの方向性がきつと決まつてから、重要なものはほとんど内閣でまず取り上げていただいて、重要であればあるほどそれを審議会にゆだねて、そして一年、二年の期間を経た上、答申を得て、それを内閣法という形で日本本の法制度を整備してまいりました。しかし、この法制度を整備してまいりました。しかしながら、どういう急激な変化の時代には、そういうパターンだけでは間に合わない。

まさにこういった制度の上に乗っかっていれば、どんなに総理大臣が政治的にリーダーシップをとりたくても、一定のお役所の利害調整を要するとか、あるいは先のリスクのある判断をお役人にゆだねるということはなかなか難しい状況にあります。だから、これをすぐ芽のうちに摘み取るのはどうかという意見もあることをどうか御認識いただきたいと思います。

それからもう一つ、私も同じような質問を準備しておった関係で言わせていただきますけれども、浜四津先生の方から密室的ではなかつたかといふふうな御質問がありました。私の質問の方は、性急に過ぎるんじゃなかろうかという質問をさせてもらいます。

いろいろとお話をいただきまして、確かに私どもの日も広くなつたと思います。しかし、太田先生から、自民党内で議論をしておつたと、そしてこれは新聞記者にも公表しておつたということは、確かに秘密主義ではなかつたということは私よくわかります。しかし、現在の政党の状態をいいますと、自民党さんとどこかの政党は与党とか野党というので財界に対して主導権争いをなさる。だから、今も恐らく自民党こそが皆さん方の意見をよく体していけるんだということは言つておられるんじゃないかと思います、私わかりませ

ら、私たちの意見を言わせたいだきます。

日本では株主総会の制度は十分に機能していない、これはある程度は共通の認識になつていると、一年近くあるわけでございますから、やがてきちっと結論を出していくべき姿勢で今後の改正に臨みたい、取り組みたいと我々は思つております。

といった場合に、裁判所に訴えるということで、これも相当法制審議会等で議論をいただいた上で今

の回答は考へてゐるから、自民党に來た経済界の方々に民主党にもひとつよく話をしに行きなさいよというふうに言つてくれたら、そこで公開といふか、なると思ひますけれども、まあ政治の現場はそういはきませんので、新聞やあるいは学者の意見に出でているような不透明の印象を禁じ得ないという状況があつたことは否めないんじゃないかと思います。

それからもう一つは、保岡先生の方から、きょう午前中に参議院で参考人の意見を相当聞いたんじゃないかというふうな御意見がございました。それがそのまま通ればそのとおりなんですけれども、しかし午前中に意見を聞いて午後に採決といふ午前中に参議院で参考人の意見を相当聞いたんじゃないかというふうな御意見がございました。私は思います。

ですから、これは衆議院の方の提案者の熱意に負けて、負けてかどか知りませんが、特に保岡先生も提案理由の説明におきましては本当に丁寧なごいさつがあつたわけあります。だから、これは参議院も非常に厳しい時間帯の中で大変無理して協力しておるんだということをおわかりだと思って、我々もこういうふうにやつておるわけでしょう。それを、参議院の審議は参議院が決めることであつて衆議院の方からあれこれ言われる筋合いじゃないんですけども、おまえらどうしてんだよなんて言わると困るのでありますから、私は非常によんなります。やはりこの審議は例外的だと思うんです。これは大事な審議をこんなに短時間でやつてしまつてはいけないんですね。

特に、性急に過ぎるというのは、一つは法案の審議自体が十分にできないことと、もう一つは、いろんな外部の環境の整備があります、これがいろいろなからいろいろな意見があります。その外環境の整備ができていないのに、これだけ先に行つたらどうかという意見もあるわけです。ですから、そういったことも十分お考へいただいて、今の審議が当たり前だ、こういうふうに急いでやるのが当たり前だという気持ちです、質問通告はしておりましたけれども答弁は結構ですから、どうかそういうお気持ちになつていただくようお願いをしたいと思います。

それから、私は民主党でございますけれども、民主党は昨年の総選挙におきまして、中小企業対策としてストックオプションを導入するということを実は公約させてもらつております。ところで、今回の中企につきましては、私も非常に浅学であります。それで、今回の法改正は大企業偏重だというふうなことを言つておられました。でも、今回の中企につきましては、私も非常に浅学でありますけれども、五月十四日の朝日新聞などを見りますけれども、五月十四日の朝日新聞などを見ますと、早稲田大学の総長さんが商法改正は大企業偏重だというふうなことを言つておられました。であります。それで、今回の法改正は大企業偏重だといふこと、これが、おまえらどうかという気もするわけでもあります。

そこで、中小企業に対するどのようにメリットがあるんだろうか、あるいは中小企業の人たちはこの制度をどのように使つていけば中小企業の伸展が図られるんだろうかという点につきまして、我々民主党の提案者であります坂上先生の方からひとつの御意見をいたさうかと思います。

○衆議院議員(坂上富男君) 民主党的坂上富男でございます。民主党を代表いたしまして、提案者の一人にさせていただきました。

きょうは、朝から学者先生、それからまた午後から各委員の先生方から、本当に学識のある立場からの御質問あるいは御提案をいたしまして、大変勉強させていただいたわけでございます。

今、一井先生からおっしゃいましたとおり、我が党は昨年の総選挙におきまして中小企業対策としてこの制度を導入するという公約をしたんであります。決して大企業のために導入するということを言つていいんです。そういう観点です。

選舉が終わりましたら、私はもう一度おまえらをさせてもらわぬと困る。今はもう赤字だらけで、そんなストック何とかなんというようなことよりも、どうやつたらもうかるか、税金をどうやつたらまけてくれるか、そういうことが大事なんだ、と、こういうお話で、まさにそのとおりでござります。その前提の上に立つて、この制度を導入するということによってますます中小企業が育成されれるんじやなかろうかと思いますというふうな答弁をしたのでございますが、私はもう率直な言葉だらうと実は思つていていたわけでございました。

そこで私は、ちょっと早過ぎるんじやないか、猪突過ぎるんじやないか、検討の時間が足りないんじやなかろうかということは強く申し入れをいたしました。そつましたら、うちの方へはまた別途政審の方にも申し入れがありました。それから、國対にも申し入れがありました。政審は、公約ですからオーケーと、こうなったんだろうと私は思いました。國対の方は、余りにも急ぎ過ぎるのではないか、だめだよと、こういうような意見が出ておりました。

そこで、たまたまこの連休あるいは先月二十六日ごろからございましたであります。三、四日前に国民党の先生方から私の方に申し入れがありました。民主党の方も提案の一員になつてたただけないかということがあつたのでございましたが、しかも連休前に御賛同いただきたいという大変せつば詰まつた話でござりますから、私は非常に戸惑いました。しかし、うちの公約であるといふことでも私は頭にあるんですが、その公約は大企業の方でなくして中小企業を育成するための導入なんだというようなことがありますから、私は非常に戸惑いました。しかし、うちの公約であるといふことでも私は頭にあるんですが、その公約は大企業の方でなくして中小企業を育成するための導入なんだと、うちの公約であるといふことがありますから、果たしてこいついう問題を八割ぐらい克服、検討しても、あと二割はまだ残つておつたものでござりまするから、どうだと言われまして、私もとしてはもう少し勉強の時間をいたしかなうといかない、こう申し上げたわけであります。

また、選舉のとき、このことを私は中小企業の皆様方に訴えました。そしたら、どういう返事がございました。坂上さん、おまえさんの言うことはよくわかるけれども、その大前提はおれらにもう受け取られてくるか、そういうことが大事なんだら、そこまでいろいろとストックオプションの問題について検討をさせてもらつてきておりました。

どういう点を検討してきたかと申しますと、一つは株主平等の原則に反しないかということ、そ

表題と内容というの一致しないんです。

私は、確かに学者の先生方がおっしゃるんだからこの法案に重大な欠陥があるんじゃないかうかと大変心配をしておりまして、ずっと読んでまいりました。きょうもまた先生方の御意見も聞いたわけであります。欠陥はないんですね。いろいろ問題はあるんですね。しかし、これはクリアできる問題だなと私は実は思っているわけでございます。

そんなようなことでござりますから、我が党的立場といたしまして、中小企業育成のための導入でございますが、私はこれはやっぱり必要な立場といたしまして、中小企業育成のための導入でございますが、私はこれはやっぱり必要な立場といたしまして、中小企業育成のための導入でございます。

しかし、法務省は余り法制審議会の答申を尊重しないで民法改正案をお出しになっておらないという状況もありまして、法制審議会のあり方といふのは、この際、また議論をするのも大変意義があるんじゃないかなあと私は実は思っておるわけございます。余計なことでございますが、法制審議会にかけなかつたことが大変大きな問題になつておるようでございますが、この際、いろいろ議論をしていただくことは私は大変意義のあることなんじやなかろうか。私は思つておるわ

けでございます。我の提案した法案に根本的な致命傷があるかといえば致命傷はない、これはクリアできる。しかも、その目的は、私たち、中小企業の育成のために役立つ、こう確信をしたと、こんなようないいと私は確信を持っております。そういうわけでござります。

○井澤治君 次に、株式会社の経営監視制度が十分機能しておるということが環境的に必要ではなからうかと思うわけでございます。振り返って考えますと、住専問題で我々国会も非常に後ろ向きといいますか、住専問題が起こらなかつたらもつとほかの意義深い審議ができると思つんですね。けれども、大変振り回されましたし、また日本経済も住専問題では非常に傷ついて後遺症が残つて

いるわけであります。

この住専問題をよくよく分析いたしますと、土地の評価が現状以上に高く評価されおると、土地の評価につきましては商法に規定があつて、値段が下がった土地については安く評価しなさいと商法に書いてあるんですけど、商法どおりには各住専の会社が決算書類を評価していかなかったと。それを取締役会も当然という前提で、中には配当すらやっておった。監査役もほつたらかしにしておった。株主総会もいいかげんであった。そして、有価証券報告書には公認会計士の監査もあるんですけど、これまたいいかげんであった。結果、株式会社の経営監視制度が十分に働いておれば、あの問題は多少は起つたかもしれないけれども、もっと手前で防止できただというふうに思うんです。

そういうことで、きょう、参考人の方に質問いたしましたけれども、日本の株式会社の経営監視制度といふのは非常に不完全であるといふことであつたと思います。

そこで、今後この株式会社の経営監視制度といふものを十分機能するように、結局、国際社会に出でていって日本がきちんとやっていくためにこれが不可欠だと思うんですけれども、そういう意味を含めましてどのようにお考えなのか、提案者とそれから法務省の御所見をお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(保岡英治君) 一井先生のおっしゃる点は、国際化する日本の経済にとって非常に重要な問題で、住専の会計処理あるいは会社の経営の監査体制といつもの、なぜああいう住専のよ

ります。

○一井澤治君 同じことが、今、証券取引業界の信頼回復のために抜本的な改革を進めようということが言れておるわけでありますけれども、言いかえると、我が国の証券取引市場はまだ条件が十分整っていないということが言えると思うわけ

であります。これがひいては市場の活性化、経済構造改革にも、昨年の十一月末でござりますけれども、証券審の中間報告でこの必要性が指摘をされているわけでございます。証取審のこれらの報告の中にこのストックオプションの導入につきまして諸施策、これにつきまして現在議論が行われております。資金調達者あるいは投資家等、それぞれにとつて市場の活性化を期すために多岐にわたる面からの種々の議論が行なわれております。資金調達者あるいは投資家の周知に一生懸命努めさせていただく、これが当面我々としてしなければならないことではないのか。さらに、将来の問題としては、重大な関心を持つて対処していきたいというふうに思つております。

○衆議院議員(保岡英治君) 一井先生がおっしゃいましたように、市場の公正性を確保するためには、それぞれのそういうインフラとあわせましてディスクローズの問題が極めて重要でございます。また、特にストックオプションでいいますと、先ほど来お話をございましたように、経営者の方々へのこの制度の趣旨の周知徹底あるいは各種の情報の管理等々、あらゆる面でのいわば経営者意識の改革、株主に向けての経営意識の改革というものが必要かと思います。

んでまいりたいと思います。

○政府委員(濱崎恭生君) 会社の運営の適正を期する観點から、いわゆる内部監視体制というものが大変重要であるということは御指摘のとおりでございまして、商法の会社に関する規定の多くのごとに、その監査報告をした公認会計士の監督制度、こういったものについてはいろいろ御批判もあらうかと思ひます。要請に応じて隨時改正をさせていただきたい。一番最近では平成五年の監視体制としての株主総会、それから取締役会、一番大事な監査役、それには会計監査委員制度、こういったものについてはいろいろ御批判をさせていただきましたが、要請に応じて随时改正をさせていただきました。

その監視体制、あるいは監査役会の御意見をお伺いするのかも、大蔵省の方の御意見をお伺いしたいと思ひます。環境整備についてどういうふうにお考えになるかということを。

ありますけれども、大蔵省の方の御意見をお伺いされども、それっきりというふうな状況であります。どうも透明性ある、国際性のある証券市場をつくっていくという辺がなかなか進まないよう

と、もうよいよ問題が大きくなるまでそういうことがあります。私は国会質問で大蔵省の方に、その監査報告をした公認会計士の監督

をどうするのかということも質問いたしましたけれども、それっきりというふうな状況であります。どうも透明性ある、国際性のある証券市場をつくっていくという辺がなかなか進まないよう

そういうことからいまして、私ども、先生が今おっしゃいました市場活性化に向けてのいろいろなインフラ整備、デイスクリーも含めました種々の方策について現在証券等で銳意検討が行われ、六月には何らかの報告が出るというような予定になつております。

○一井淳治君 あと一分でありますけれども、今回の発行済み株式総数の十分の一という基準は、外国の事例の平均などをとつて外国の例に倣つたといふうにお聞きしておりますが、外国の場合には会社の情報開示の制度が日本とは相当異なるわけで、私どもは外国の方が前進していると思うわけであります。

どうか今後、経営情報の公開の促進、市場の透明化を大蔵省、法務省、そして関係者の方々が進めていただきたいと思います。

○橋本敦君 きょうは提案者の諸先生、御苦労さまでございます。私からもストックオプションの導入に関する質問させていただきたいと思

うであります。

今回のストックオプションの導入は、九四年の商法改正による自己株式取得の一部の規制緩和と違いまして、我が国の会社制度のあり方の基本にかかる、また商法の基本原則にかかる重大な改正を含んでいるわけです。

したがつて、私はこの問題については、いろいろ議論がございましたが、やはり本來的には法制審議会の慎重な審議を経て、それから後に行われるべきだという考え方を依然として持つておるわけであります。この点については、既に議論がありましたが、御存じのとおりに五月十二日には二百一十五名に上る我が国商法学者の皆さんに連名で声明を発表されました。

その声明の中では、「われわれも、今日わが国が直面している経済社会の変化に鑑みると、ストックオプション等、取締役・従業員のためのインセンティブ報酬制度の導入等が必要であるとの考えは理解できないわけではない。」と、こう

おっしゃった上で、しかしながらこの導入につい

ては、それに伴つて株価操作やインサイダー取引等の弊害が生ずるおそれを少なくするためにいかなる方法をとるべきか等、法政策的、法技術的見地から議論がいろいろあることであるので、その

点について言つならば、余りにも拙速、急ぐので

なくして、情報を国民に十分に公開し、我々法律学者あるいは法曹実務家等の意見も十分踏まえて、これらの論議を検討した上でなされるな

ば、議員立法による商法改正にも反対するもので

はないという趣旨が述べられているわけです。

私は、このような意見というものは謙虚に受けと

めるべきだというように一つは思つておるわけで

あります。

そこで、経過を振り返つてみましても、例えば平成六年の改正のときには、御存じのとおりにこ

の改正に当たつては平成四年四月から審議が開始されました。そして、自己株式の取得及び保有の見直しの作業について言つならば、平成五年一月二十八日に法務省民事局参事官室名で「自己株式の取得及び保有規制に関する問題点」を公表さ

れました。その公表に基づいて法務省としては、慎重な審議をするために各界に対して回答期限を付して、裁判所、弁護士会、大学、経済界と三百に余る関係機関・団体に意見照会が行われる、こ

ういう手続も慎重に経てなされたわけであります。

かねて財界から、規制緩和あるいは自己株式取

得についての一層の緩和、ストックオプションを含めた意見はありましたがあが、こういう慎重な審議

を経た上で、平成六年には今私が指摘した範囲の改正にとどまつたわけです。私は、これは非常にやつぱり慎重な審議がそういう意味では尽くされ

てきたと思うんです。

そこで、法務省に伺いますが、このときにも既

にストックオプション制度の採用については議論

されておりまして照会がなされておるんですが、

ストックオプション制度の利用について大方どう

いう意見であったか、もしも今お手元にあります

からお知らせいただけますか。

○政府委員(濱崎恭生君) 御指摘のとおり、ス

トックオプション制度導入ということも一つの

テーマとして掲げまして意見照会をしたわけござりますが、この導入についての意見は賛成、反

対に分かれておつたというのが実情でございま

す。単純に数だけ言えば、賛成意見の方がやや反

対意見を上回っているということでござります

が、相半ば、分かれておつたということでござい

ます。

まして、もちろん経済団体等からは賛成意見が述べられておりましたし、また反対意見は日弁連のほか大学の相当数のところ等からあつたわけでございます。

○橋本敦君 私も資料でそのように伺つております。

反対意見の理由といたしましては、そのような必要性が今我が国にとつてあるのかということ、またこのストックオプションという制度は我が国会社のこれまでの考え方とはなじまないのでないか、そういったことが反対意見の主な理由であったということでござります。

○橋本敦君 私も資料でそのように伺つております。

それで、財界は賛成意見が多かつたということですが、おっしゃるように相半ばする、そういう状況にあつたわけで、圧倒的に賛成意見が多かつたわけじゃありません。日弁連や大学は反対意見が多かった。特に記録によりますと、裁判所については賛成のほうが八戸だけで反対が十四戸であります。

反対意見が多數を占めた、こういうことがあるんです。私はかなり慎重な意見が展開されたと思うわけであります。

この問題について論議が参議院の法務委員会で

も行われたわけですが、参議院の平成六年六月二十一日の法務委員会の議事録を見ますと、濱崎民

事局長が、このときにストックオプションを採用しなかつた理由については、「これはアメリカで

利用されている制度でございますが、我が国において同じような要請が現実にあるかどうかという

ニーズの問題等もございまして今回の改正ではこれに対応することを見送るということになつた次

第でござります。」と御答弁なさつていらっしゃいます。こういう御答弁があつたことは局長も御記憶ござりますか。

○政府委員(濱崎恭生君) そのように答弁申し上げたと存じます。

だから、政府の対応を見ましても、平成八年の閣議決定による規制緩和推進計画はあります

が、そこで金融・証券・保険関係等についていろいろ議論をされ、ストックオプション制度の検討も掲げられました。しかし、それではすぐやると

いうことにはなつていなかつたのであります。

平成九年、つまりことしの三月二十八日の閣議決

定で規制緩和推進計画の再改定を行つた中で、ストックオプション制度の一般的導入が改めてここ

で掲げられました。その措置内容としては、特定新規事業に関する新株有利発行制度の運用実態調査を行い、調査結果を踏まえて、ストックオプ

ション制度のあり方について検討に着手して、本

年度中に結論を得て、皆さん先ほどから議論され

ているように、法改正は十年度中早期にと、こう

なつたわけですね。これはまさに政府の経過そのものであることは間違ひがない。

この中でも、政府みずから閣議の方針で、先行

しております特定新規事業に関する新株有利発行

制度の運用実態調査も行うと、そういう実態調査も行って慎重にやるんだと、こう言つておるわけ

であります。

ところが、これが行われないまま、三月二十八

日の閣議決定がなされたその直後に、四月四日、

新聞報道によりますと、突如、橋本首相は、与党

が検討しているこの商法改正について今国会での成立を目指すということの意向を固めて、三塙蔵相と松浦法相をお呼びになって全面協力するよう

に指示されたと、こういうことが報道されてお

る。この経過は法務大臣、経過自体は間違ひござ

いませんね。

○国務大臣(松浦功君) 間違いございません。

○橋本敦君 そこで、なぜこれほど、今まで政府

自身が言つてきたこととも違つてこんなに急がざるを得ないのかということが、やっぱりどうして

も私どもとしては疑問を持たざるを得ない状況になつてくるわけです。

そういうことで新聞を見ますと、例えば、四月二十三日にはトヨタ自動車が、九七年度中のこのストックオプション制度の導入解禁を見据えた上で、取締役以上の五十五人全員に対しても年間数千株以上の買い取り権を与えると、こうしたことでも速役員報酬と業績評価の連動性を高める、こういう方向へ定款を変えていく、ということが報道されるというありますし、トヨタに続いて、コマツ、オリックス、ミスミも導入するということとで、今年六月末の株主総会でのストックオプション向けの自社株買いを決議する方針という記事がどんどん出てくる。

こういう状況を見ますと、まさに我が国経済界の変動というような話もいろいろありました。具体的には、太田先生は先ほど、私は大企業の手先じゃないよとおっしゃったけれども、手先とは言いませんが、直接、まさに背景にはこういう財界の強い要求があったという状況、事実は、これは否定できないんじゃないじゃありませんか。保岡先生、いかがですか。

○衆議院議員(保岡興治君) 先ほど太田提案者が状況を踏まえて、経済政策の一環として商法改正も思い切って議員立法でやるべきだという判断でございまして、決して特定の団体の意向を踏まえて改正に踏み切るというような不見識な対応をせつもりはありません。むしろ、取り急ぎ取りまとめて提案しなきやならなかつただけ慎重に、党でも、また与党の間でも検討しましたし、また役所とも縦密に連絡いたしまして成案を得ました。かねてからこの党としての長い間の検討の結果でもあります。

我々は、総理が、こういった議員立法と政府と

相協力して本当に政治がリーダーシップを發揮しなきゃならない点について、このたびきちっと指示をしていただいたこと、このことはやはり今後

こういうようなパターンの法改正が重要になってくると思います。

そういう意味を含めて、私としては今回、先ほど坂上先生も言われましたが、各界にそういう問題提起をして、いろいろ急いだために商法学者の先生方の御意見を聞く時間がなかつたこと等につ

いては、また遺憾な点もござりますけれども、今後またそういうことも十分留意してやっていく必

要があるということは、きょうの委員会の参議院の皆様の重要な御意見でもありますので、今後もまたそういうことも十分配慮して対応していくことを思つて伺つております。

○橋本敦君 私は、特定の大企業の要求とは言

ないかということを言つておられるわけです。

そして、それはいいとして、今おっしゃったよ

うに、このことが、橋本総理が言われる六つの改

革を含む新しいこれからそういう改革を進めていく一つの手法だとおっしゃられるならば、それ

は私は大反対せざるを得ない。それはもう議員立

法と政府と一体となって与党が多数で、法制審議会もその他の審議会も国民に公開されていくこと

なしにどんどんやるなんということになると、こ

れは私は大反対せざるを得ません。

しかし、そこまで私はきょうは議論するつもり

ありませんけれども、仮に議員立法であるとして

ありますからね。

そこで次に、中身に入って議論していきたいと

思いますが、そもそも我が商法が二百十条を中心

にして自己株式の取得を原則として禁止してきた

ことです。それは、なぜそういうような禁止が必要

であるかということについては、今まで学界で多くの議論がいろいろなされてきました。

簡単にその点について民事局長にもお伺いをしたいと思うんですけれども、まず第一は、何と

いつも資本法定準備金を財源として自己株式が

取得されるようなそういう状況になつてくると、

事実上株主への出資金の払い戻しということになつて、まさに会社債権者への利益資本の充実に反します。これが一つは大きな問題になつてい

る。

第一番目として、会社の業績がよいと資産価値

が増加し、悪いと減少するという、こういう傾向

で株価変動は常にありますから、そういう意味で

は、自己株式取得ということは会社の資産運用と

しては最も適しないものじゃないか。株価が値下

がりすれば会社は二重の損害を受けるという議論

もさんざん行われてきた。

それからまたさらに、自己株式取得は、ここで

議論されたようにインサイダー取引やあるいは株

価操縦というそこにインセンティブが行くとい

うことで、株式の市場の公平性を害するというおそ

れもある。こういうことがこれまで基本的には原

則的に自己株保有の禁止の考え方だったと思ふん

ですが、これは民事局長、間違いありませんね。

しかし、そこまで私はきょうは議論するつもり

ありませんけれども、仮に議員立法であるとして

いうことに向かっていくというインセンティブをねらっていると、こう言うんだけれども、逆に言うと株価を上げるためにインセンティブもそこで働く。

そして、取締役も従業員も会社の内部情報をよく知る立場にありますから、インサイダー取引だと株価操縦の危険が一層増大するという、そのことを真剣に心配する必要があるんじゃないかな、この点については民事局長、どうお考えになりますか。

○政府委員(濱崎恭生君) 先ほどの御質問とも関連するわけでございますが、いわゆるストックオプションの導入を要請する実務界の要請というの

は、平成六年改正当時以後の経済情勢の変化に伴つて大変強いものになつてきた。

そういうことから、政府の規制緩和推進計画で

も、最初に規制緩和推進計画にのつたのは、平成八年三月の第一次の改定計画の中でこの検討に取り組むということが取り上げられたわけでござい

ますが、そういう経過を経て、法務省としてもこの問題については早急に取り組まなければならぬという考え方になつてきていたという経過がござい

ます。

○橋本敦君 私の質問に答えてください。

○政府委員(濱崎恭生君) 御指摘の株価操縦、インセンティブ取引の問題につきましては、これは、

先ほど来大蔵当局から御答弁いただいております

ように、現行の証券取引法の規定の厳格な適用によつて対処いただけるというふうに考えて

いるところです。

また、会社支配を助長するのではないかという

点につきましては、この改正法案におきまして、

ストックオプションを付与するためには株主総会で付与する対象者ごとに明瞭にして決議をする

ということを要求していること。また、それから、取得することができる株式の総数を、従来よ

りも増加しておりますが、一〇%以内というふうに制限していることによって可及的に防止すると

いう措置が講じられているというふうに考えて

るところでござります。

○橋本敦君 一〇%以内にしたからじゃなくて、三%を一〇%にしたこと自体が大変大きな問題なので、そこでチェック機能を一層高めにやならなければ、一体それはどうなるのかという趣旨の質問をしているわけですよ。一〇%があるからいいというようなことで私は納得できません。

インサイダー取引の問題で考えてみますと、確かにこのインサイダー取引の問題について言うなら、いわゆる証取法百六十六条二項の重要な事実には自己株式の取得がありますね。それと同時に、百六十六条二項四号には、「当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」、これが重要事実だと、こう書いてある。これは、読み方によれば、会社の営業方針、企業方針、営業実態、それからこれからのプラン、いろんなものも含めて広範なものが入るんです。こういうのを知り得る立場というのは、これは単なる使用者以上に取締役なら完全に知ることができるわけですから、そういう意味では、インサイダー取引で言つ重要事実ということは、今度取締役にストックオプションを付与するということになれば、このインサイダー取引禁止の規定の厳格な適用といふものが一層今まで以上に厳しくやられなきやないところが、証券取引等監視委員会の方にお伺しますが、このインサイダー取引ということについて今日まで指摘された事件はたった五件にすぎないんじゃないかもしれませんか。

○説明員(滝本豊水君) 証券取引等監視委員会は平成四年七月に設立されましたが、それ以後今日まで告発した件数について御答弁申し上げます。

委員会はこれまですべてで十一件の告発を行つておりますが、そのうちインサイダー取引として告発したものは、御指摘のとおり、五件でございます。○橋本敦君 我が国は膨大な会社があるんですねが、そういう実態であるし、証券取引等監視委員

会自体はアメリカに比べたら人数がはるかに少なうところでございます。

そこで、今度はこの商法改正が、特定新規事業だけじゃありません、全会社に及ぶという改正ですから、それから考えますと、これからは監視機能の強化というのは並大抵のことでできるわけじゃないはずなんです。

取締役による会社の支配の固定化なり、そういう問題をもう一つ別の面から考えてみますと、こ

れが従業員持株会が持ち株を持って、それが安定期株主になつて取締役の会社の支配を助けるとい

う程度じゃなくて、取締役と一緒にとなつて会社の

指摘したインサイダー取引にも密接に関係してく

ることになるんですが、株価操縦という問題につ

いて監視委員会にもう一遍伺いますが、不当な株

価操縦ということで監視委員会がこれまで摘発

した件数及び事例はどうなっていますか。

○説明員(滝本豊水君) 株価操縦につきまして當

委員会が告発した事案は、日本ユニシス事件一件

でござります。

○橋本敦君 わざかにそういう程度なんです。

だから、今度の商法改正について、情報公開が大

事、監視機能の強化が大事と言いますけれども、

剣にやっていかないと、提案者の皆さんを

初め皆さんおおっしゃるような形式的なことだけ

では、この問題は私はなかなか済まないと思いま

すよ。

例えば、その問題で考えてみますと、アメリカ

のSECの関係で、皆さん御存じのとおりに、い

わゆるセーフ・ハーバー条項が議論になりまし

た。証券取引審議会公止取引特別部会の報告を拝

見いたしますと、いわゆる相場操縦の問題、今

に厳しいことですが、複数の市場であるならば、

そこすべて行われている取引を合算して、買

が、これに対する取り締まりの問題についてどうするかという議論がなされて、こういう議論がなされている。

現行の相場操縦の規定が、主觀的要素と取引形態を総合的に勘案した上でその適用の有無が判断されたことからして一定の外的的な基準であることは困難だという結論で、やらなかつたという結果、やらなかつた。そういう結果が、今お話をしたように、たつた一件しか監視委員会は摘発できぬという状況をもたらしているわけでしょ

う。これに対して、アメリカの方はストックオプションによるいわゆるインセンティブ・コンペ

セーション・プランズが非常に一般的だと、こう

言つけれども、そのかわりに極めて厳しいルール

が向こうではやられているじゃありませんか。

例えば、まず第一に、会社がブローカーまたは

ディーラーに発注して自己株式を取得する場合に

は、一日に一ブローカーまたは一ディーラーを利

用することしか認めませんよ。これが一つあり

ます。これは、当該株式にあちこちから買いが入

りますと、広い関心が集まっているという外見が

高まって株価が不当然に高くなる、それを防止する

ということでしょう。

第二番目には、会社による自己株式取得の取引

を、その日の当該市場における最初の取引として

成立させてはならぬとか、あるいは最終取引終了

前二十分内の取引として行ってはならないとか、

こういうことです。自己株式の取得が相場を誘導

したり操縦したりしないようにせよという厳格な

ことがあります。

第三には、ブローカーまたはディーラーを通ず

て、日本の証券市場の健全・公正化に資するよう

に今後も引き続き努力をしていくことだと

思ひます。

○橋本敦君 私は順序が逆だという意見を強く

思ひます。

付けがなされる週に先立つ四週間の当該株式の一月の平均取引高の二五%を超えるならぬ、これも厳しい規制です。

こういう点で、価格の点でも発行会社が小口資本をどんどん出して株価の下落を阻止するという行為を規制するといふことを意識的にやることを防止するという、こういうルールをつくっているわけでしょう。

九四年のときにはいろんな議論があつて、そこの

まではしなくともということで、一定の範囲の自

己株取得の緩和だったからいいとしても、今度の

ようなことをやる場合には、こういったことも参

考にして、先決問題として厳しい規制ルールをま

すやるというのが日本の株式市場の今日の現状か

ら、いって私は大事だと思いますが、提案者の御意見はいかがですか。

今おっしゃるグローバルスタンダードに適合するようにということは、これは前からも言われてゐる、財界も言っています。ならば、グローバルスタンダードに見合つような証券市場のフェアな確保のための規制をやつたらどうですか、やるべきじゅありませんか、一緒に、あるいは先行的にやるべきじゅありませんか。片方だけ、インセンティブのコンペニセーションプランだけをますグローバルスタンダードとして導入するというのは、これは一方的じゅありませんかと、こういう議論をしているわけです。

しかも、私は、それをやる余裕が全然ないとうわけじゅないと思うんです。といいますのは、一定のベンチャー企業、特定企業についてはもう既にストックオプションが導入されていると

いうそういうことがありますから、そこはそれでそれから、さらにもう一つは、御存じのように、ソニーなどがやっているいわゆるワラントつき社債を発行した疑似ストックオプション制度も一般的にやられています。それからさらに、参議院の調査室が調査したストックオプション型ワラント発行会社の現状を見ますと、ソニー以下、ミスミ、コナミ、プロルート丸光とか、余り知られていないベンチャー企業関係の会社が多いんです。

だから、日本の大企業、スタンダードな大企業全体が今すぐストックオプションということにそ

う向いてるという状況でもないということです

から、私は慎重にやつていく余裕があるとい

うありますので、ここは提案者と意見が違うか

もしそませんが、そういう考え方をしているわけ

です。

次の問題に移りますが、もう一つは今度は消却の問題でございます。

株式の消却の手続に関する商法の特例法案によ

りますと、「定款をもつて、経済情勢」当該会社の業務又は財産の状況その他の事情を勘案して特

に必要があると認めるときは取締役会の決議によ

り」云々と、消却できると、こうなつております。

これを見ますと、特別に必要があるときはとい

うのはどういうときかということが議論にもなり

ました。が、「経済情勢」当該会社の業務又は財産の状況その他他の事情を勘案して特に必要があると

認めるときは」ということになりますと、法律の構成要件の規制としては「一体これは何だろうか」と、何でも入るじゃないかと。どんな場合でも、

考観方によつたら経済情勢の問題だ、また会社の

業務の必要性だ、財産の状況はこういう状況だ、

それを総合的に勘案するというんですから、いつ

でも、どんなときにもこの取締役会決議による消

却ができるよというような、いわゆる法の厳格な

規定の適用じゃなくて、あいまいな適用になつて

しまいかしませんかといふ心配をするんですが、

いかがですか。

○衆議院議員(保岡興治君) この取締役会だけで

自己株式の消却ができる今度の制度改正は、例え

ばその上限を一〇%の範囲にとどめるとか、ある

いは配当可能利益の範囲内にとどめるとか、そう

いった一定の条件のもとに認めるというふうに歯

どめをかけて制度化しております。

そういう意味で、私は制度としてこの制度の

欠陥はないものと思っておりますが、ただ、利益

処分権といふものは株主総会の大手な権利でござ

りますから、特に認めたんだよと、適正に運用し

てほしいという、そういう法の趣旨とか、それ

からこれを悪用するようなことがないようにとい

うと思います。

○橋本敦君 おっしゃるよう、それを制度として求め

採用しているアメリカ自身の中で、我が国より格

段に厳しい規制をとつていますよ。そのとつてい

るアメリカにおいてさえ、近時、ストックオプ

ションを富の偏在を招く歯どめのきかない報酬制

度である、富の偏在を招くというんですよ、そ

ういう報酬制度であるという批判的意見が出されて

いるという記事を私は読んでおるんですけど、こう

いう批判があることは提案者の方も御存じです

したように、これはどう読んでも取締役会の自由な判断で可能なように、法的な解釈要件としての縛りがありませんよということを心配しているわけですよ。ですから、そう読んではいいとおっしゃつても、私は、これは法の規定としてはそういうふうには読めないという問題を持つておるというふうに思われるを得ないんです。

時間がありませんから先に進みますけれども、

このストックオプションということで、取締役あ

るいは労働者に企業利益を上げる、あるいは取得

した株の売却による資産を獲得するというインセ

ンティブが与えられるということになりますと一

体どうのことになるのかという、そういう面で

私が非常に心配しますのは、「週刊東洋経済」の

九六年三月二十七日号に、半導体回路設計のベン

チャヤ企業、シリコンバレー・リサーチの社長で、

有名な方のようですが、これは高木稔さんという

社長がアメリカの例をおっしゃっているんです。

アメリカでは技術さえ持つていれば、五年後の株

公開を夢見て、有能な若者たちが飲まず食わずで

働いていると、まさに株式公開と同時にストック

オプションが巨万の富に変身するからだ、必要な

のは飲まず食わずの代價だ、こういうことをおっ

しゃつてているんです。

これが本当にそうであれば、日本の経済と労働

関係の秩序をまさに利益を得るためにそういうイ

ンセンティブ一色に塗りかえてしまうというふう

なことになれば、私は、これは本当に大変な社会

秩序の問題で、経済界の大きな変動を起こすとい

う大問題だと思うんです。

そういうこともあって、ストックオプションを

採用しているアメリカ自身の中で、我が国より格

段に厳しい規制をとつていますよ。そのとつてい

るアメリカにおいてさえ、近時、ストックオプ

ションを富の偏在を招く歯どめのきかない報酬制

度である、富の偏在を招くというんですよ、そ

ういう報酬制度であるという批判的意見が出されて

いるという記事を私は読んでおるんですけど、こう

いう批判があることは提案者の方も御存じです

か。

○衆議院議員(保岡興治君) アメリカにおいて、

ストックオプション制度の反省としてそういう点

の事実を指摘している向きがあるということは承

知しています。しかしながら、私は、日本はアメ

リカなどのよう完全に自己責任で競争社会で優

勝敗敗という厳しい社会とはちょっと社会風土が

違つて、やはりみんな仲よく和を保つてとい

うような国民性があると思います。

そういう意味で、アメリカほどさまじいス

トックオプションによる所得格差などが生まれる

ような状況ではなくて、むしろ日本の経済に活力

を持たせるために、元気のいい日本をつくるため

に、能力主義、実績主義というものをもつと、教

育の分野でも個性を大事にするとか、そういった

企業もそいつたすばらしい技術とかすばらしい

人間の力といふものを生かす、そういうものを

雇用体系や人事体系に組み入れていく必要があ

る、そのことにこのストックオプション制度は大

きなインパクトを与える、そういうふうに考えて

おるものでござります。

○橋本敦君 当然、提案者と私と見解が違うから

そこは仕方がないんですけど、私はむしろこうい

た弊害が助長されるおそれがあるということを心

配しておるわけです。

そこで、我が国の証券市場が一体本当に信頼さ

れるフェアな、公平かどうかということについて

こつて、証券取引等監視委員会からの告発を受け検察

庁は今鋭意捜査に乗り出していくつしやるとい

うことですが、私は、この事件については会社ぐ

るの犯罪ではないかという疑義が強いし、いわゆ

るVIP口座だということで特定の者に利益を与

えるという、まさに株式の公平を疑わせる、国民

の信頼を疑わせる事態もあるし、この問題につい

ては徹底的な捜査を遂げいただきたいと思う

ですが、まず証券取引等監視委員会が告発した趣旨をお伺いし、刑事局長に検査についての御見解、決意を伺つて、質問を終わりたいと思います。

○説明員(鴻本豊水君) 野村証券の事件につきましては、当委員会として、昨年来、事件の解明に努めてきたところでございまして、さきの五月十三日に、野村証券株式会社及び同社の元役員等三名を、有価証券について生じた顧客の損失を補てんするため特定の顧客に財産上の利益を提供したという、証取法に違反する損失補てんの嫌疑で東京地方検察庁に告発したものでございます。

○橋本敦君 刑事局長、それだけではなくて、まさに九五年の田淵氏の復帰に伴う役員の変更のための株主総会、これを乗り切るため、そしてまた、連結決算で赤字が出てきたそのことを乗り切るため、そういった株主総会を乗り切るために便直供与を総会屋に与えたというそういう重大な疑惑もあると思いますが、その点の検査もおやりになるはずですが、どうですか。そうなりますと、その株主である総会屋に対しても厳重な事情聴取なり検査を発展させていかねばならぬと思いますが、いかがですか。

○政府委員(原田明夫君) 検査の具体的な内容にかかる事柄でござりますので、法務当局といたしまして、検察官の検査がどのような形をとっているかということにつきまして申し述べることは差し控えたいのですが、検察当局におきましては、今後、鋭意所要の検査を進めまして、事案の解明を進めた上で適切な処理をするものと考えております。

○橋本敦君 余り抽象的でよくわからぬのですが、証券取引法違反は、これは損失補償でしょう。それからもう一つは、商法違反はまさに総会屋に対する利益供与でしょ。この二つの点について、総会屋を含めて具体的な事実をはつきりさせること、それから私が指摘したVIP口座の有無等について、それにも便宜供与があつたかどうか、それも含めて視野を広げて検査するとい

うのは当然じゃないですか。

十四日に野村証券関係者三名を証券取引法違反及び商法違反ということで逮捕いたしまして、所要の検査を進めているところでございます。事実関係全般にわたりまして所要の検査を進めいくものと考えております。

○橋本敦君 終わります。

○委員長(統訓弘君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより両案に対する討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○橋本敦君 私は、日本共産党を代表して、商法の一部を改正する法律案及び株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律案について、反対の討論を行います。

反対の理由の第一は、本改正案が我が国会社制のあり方の基本にかかる商法の重大な改正であります。本来なら法制審議会の十分な審議と各界の意見を聴取し、慎重になされるのが当然であるにもかかわらず、余りにも急に強行され、手続的に重大な問題があることあります。

この点については、我が国商法学者二百一十五人の連名で五月十二日の記者会見で、「開かれた商法改正手続を求める商法学者声明」が発表され、その中で、法案は自民党と一部の経済界の関係者が協議し、それに法務省、大蔵省が協力する形で作成され、法案の内容は一般に開示されることはなく、ようやく国会提出の数日前に新聞にその骨子が報道されたにすぎない。これまでの商法の改正が、大学、弁護士会、経済団体等に対する問題点公表、意見照会等が行われた後、その結果を踏まえた法制審議会の審議を経るというオープン化が極めて重要であります。しかるに、この点の歯どめあるいは効果的規制は十分なされていないことも明白であります。

これは、一部の大企業の要求に基づくことが背景にあることは明白で、それを急ぐために、ス

トックオプション導入の是非はもちろん、それをめぐる株価操作やインサイダー取引などの弊害を規制する諸問題について、オープンな開かれた論議を尽くさないということは、商法という基本法の改正についてるべき態度ではないと思うからであります。

反対理由の第二は、自己株取得方式及び新株引受権ワラント方式によるストックオプション導入等本改正案は、これまでよりはるかに会社の自己株式取得に伴う弊害を助長するおそれが多くあるのに、本来先決問題であるべきこれを抑止する監視体制や適正な規制が十分になされていないことがあります。

○委員長(統訓弘君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

まず、商法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(統訓弘君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、株式の消却の手続に関する商法の特例に

関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(統訓弘君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、株式の消却の手続における商法の特例に

関する法律案について採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(統訓弘君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

浜四津敏子君から発言を求めておりますので、この際、これを許します。浜四津君。

本件は多數をもって原案どおり可決されました。

○浜四津敏子君 私はただいま可決されました。商法の一部を改正する法律案及び株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律案の両案に對して、自由民主党、平成会、社会民主党・護憲連合及び民主党・新緑風会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

○橋本敦君 商法の一部を改正する法律案及び株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律案に対する附帯決議(案)

法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の諸点について格段の配慮をすべきである。

一 ストック・オプション制度の導入及び株式の消却のための自己株式の取得規制の緩和に

の増加を図る施策こそ必要であるのに、現に野村証券事件、日本商事事件等に見られるように、我が国の株取引や証券市場の公正、透明性が到底確保されていない現状のもとでは、この法案に強く反対せざるを得ません。

以上であります。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時四十二分散会

際しては、会社による株価操作あるいはインサイダー取引といった弊害を惹起することのないよう、証券取引法の厳正な適用を行うとともに、不正取引の監視体制の強化を図ること。

二 ストック・オプションを付与するに当たっては、株主総会の現状にかんがみ、株主の正当な利益を保護するため、株主総会の運営及び経営監視体制について適切なルールの確立を求め、その適正な運営に努めるとともに、情報の開示を促進させること。

三 ストック・オプション制度に係る税制については、制度の趣旨及び適正・公平な課税の観点から、平成十年度税制改正において検討すること。

右決議する。

以上でござります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(統訓弘君) ただいま浜四津君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(統訓弘君) 多数と認めます。よって、浜四津君提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、松浦法務大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。松浦法務大臣。

○国務大臣(松浦功君) ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○委員長(統訓弘君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(統訓弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

平成九年五月二十九日印刷

平成九年五月三十日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局